## 多照条文集 参照条文集

**〜第三編**)

編

(試験時間中に、この条文を適宜参照してよい。)

### 〇民法 (明治二十九年法律第八十九号) (抄)

目次

第一編 総則

一章 通則 (第一条・第二条)

第二章 人

第一節 権利能力 (第三条)

第二節 意思能力 (第三条の二)

第三節 行為能力 (第四条—第二十一条)

第四節 住所(第二十二条—第二十四条

第五節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告 (第二十五条—第

三十二条)

第六節 同時死亡の推定(第三十二条の二)

第三章 法人(第三十三条—第八十四条

第四章 物 (第八十五条—第八十九条)

第五章 法律行為

第一節 総則(第九十条—第九十二条

第二節 意思表示(第九十三条―第九十八条の二)

第三節 代理 (第九十九条—第百十八条

第四節 無効及び取消し (第百十九条―第百二十六条)

第五節 条件及び期限 (第百二十七条—第百三十七条

第七章 時効 第六章

期間の計算

(第百三十八条—第百四十三条)

第一節 総則 (第百四十四条—第百六十一条)

第二節 取得時効 (第百六十二条——第百六十五条)

第三節 滅 源時 効 (第百六十六条——第百七十四条)

第 物権

> 第一章 総則 (第百七十五条—第百七十九条)

第二章 占有権

第一節 占有権の取得 (第百八十条—第百八十七条)

第二節 占有権の効力 (第百八十八条—第二百二条)

占有権の消滅 (第二百三条・第二百四条)

第四節 準占有 (第二百五条

第三章 所有権

第一節 所有権の限界

第一款 所有権の内容及び範囲 (第二百六条—第二百八条)

第二款 相隣関係(第二百九条—第二百三十八条

第二節 所有権の取得 (第二百三十九条—第二百四十八条)

第三節 共 有 (第二百四十九条—第二百六十四条

第四節

(第二百六十四条の二―第二百六十四条の八)

所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令

第五節 管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令 (第

二百六十四条の九一第二百六十四条の十四

第四章 地上権 (第二百六十五条—第二百六十九条の二)

第五章 永小作権(第二百七十条—第二百七十九条)

第六章 地役権 (第二百八十条—第二百九十四条

第八章 先取特権 第七章

留置権

(第二百九十五条—第三百二条

第一節 総則 (第三百三条 -第三百五条

第二節 先取特権の種類

第一款 一般の先取特権 (第三百六条—第三百十条)

第二款 産の先取特権 (第三百十一条—第三百二十四条)

第三款 不動産の先取特権 (第三百二十五条—第三百二十八条)

第三節 先取特権の順位(第三百二十九条—第三百三十二条)

第四節 先取特権の効力 (第三百三十三条—第三百四十一条)

第九章 質権

第一節 総則 (第三百四十二条—第三百五十一条)

第二節 動産質 (第三百五十二条—第三百五十五条)

第三節 不動産質 (第三百五十六条—第三百六十一条)

第四節 権利質 (第三百六十二条—第三百六十八条)

第十章 抵当権

第一節 総則(第三百六十九条—第三百七十二条

第二節 抵当権の効力 (第三百七十三条—第三百九十五条)

第三節 抵当権の消滅 (第三百九十六条—第三百九十八条)

第四節 根抵当 (第三百九十八条の二―第三百九十八条の二十二)

第三編 債権

第一章 総則

第一節 債権の目的 (第三百九十九条—第四百十一条)

第二節 債権の効力

第一款 債務不履行の責任等(第四百十二条—第四百二十二

条の二)

第二款 債権者代位権(第四百二十三条—第四百二十三条の七)

第三款 詐害行為取消権

二十四条の五)

第二目 詐害行為取消権の行使の方法等 (第四百二十四条

の六―第四百二十四条の九)

第三目 | 詐害行為取消権の行使の効果(第四百二十五条—

第四百二十五条の四)

第四目 詐害行為取消権の期間の制限(第四百二十六条)

第三節 多数当事者の債権及び債務

第一款 総則 (第四百二十七条)

第二款 不可分債権及び不可分債務 (第四百二十八条—第四

百三十一条)

第三款 連帯債権 (第四百三十二条—第四百三十五条の二)

第四款 連帯債務(第四百三十六条—第四百四十五条)

第五款 保証債務

第一目 総則(第四百四十六条—第四百六十五条)

第二目 個人根保証契約(第四百六十五条の二―第四百六

十五条の五)

第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則(第四

百六十五条の六―第四百六十五条の十)

第五節 債務の引受け

第四節

債権の譲渡

(第四百六十六条—第四百六十九条)

第一款 併存的債務引受 (第四百七十条·第四百七十一条)

第二款 免責的債務引受(第四百七十二条—第四百七十二条

の 四 )

第六節 債権の消滅

第一款 弁済

第一目 総則(第四百七十三条—第四百九十三条)

第二目 弁済の目的物の供託 (第四百九十四条—第四百九

十八条)

第三目 弁済による代位 (第四百九十九条—第五百四条)

第二款 相殺 (第五百五条—第五百十二条の二)

第三款 更改 (第五百十三条—第五百十八条)

第四款 免除 (第五百十九条)

第五款 混同 (第五百二十条)

第七節 有価証券

第一款 指図証券 (第五百二十条の二―第五百二十条の十二)

第二款 記名式所持人払証券(第五百二十条の十三―第五百

第三款 その他の記名証券 (第五百二十条の十九)

二十条の十八)

第四款 無記名証券 (第五百二十条の二十)

第二章 契約

第一節 総則

第一款 契約の成立 (第五百二十一条—第五百三十二条)

第二款 契約の効力 (第五百三十三条—第五百三十九条)

第三款 契約上の地位の移転 (第五百三十九条の二)

第四款 契約の解除 (第五百四十条—第五百四十八条)

第五款 定型約款 (第五百四十八条の二―第五百四十八条の四)

第二節 贈与(第五百四十九条—第五百五十四条)

第三節 売買

第一款 総則(第五百五十五条—第五百五十九条)

第二款 売買の効力 (第五百六十条-第五百七十八条)

第三款 買戻し (第五百七十九条―第五百八十五条)

第四節 交換 (第五百八十六条)

第五節 消費貸借(第五百八十七条—第五百九十二条)

第六節 使用貸借 (第五百九十三条—第六百条)

**界七節** 賃貸借

第一款 総則(第六百一条—第六百四条)

第二款 賃貸借の効力 (第六百五条—第六百十六条)

第三款 賃貸借の終了(第六百十六条の二―第六百二十二条)

第四款 敷金 (第六百二十二条の二)

第八節 雇用 (第六百二十三条—第六百三十一条)

第九節 請負 (第六百三十二条—第六百四十二条)

第十節 委任 (第六百四十三条—第六百五十六条)

第十一節 寄託(第六百五十七条—第六百六十六条)

第十二節 組合 (第六百六十七条—第六百八十八条)

第十三節 終身定期金(第六百八十九条—第六百九十四条)

第十四節 和解 (第六百九十五条・第六百九十六条)

第三章 事務管理(第六百九十七条—第七百二条)

第四章 不当利得 (第七百三条—第七百八条)

第五章 不法行為 (第七百九条—第七百二十四条の二)

#### 第一編 総則

#### 第一章 通則

#### (基本原則)

第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

- らない。
  2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければな
- 3 権利の濫用は、これを許さない。

#### (解釈の基準)

しなければならない。
第二条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈

#### 第二章 人

### 第一節 権利能力

第三条 私権の享有は、出生に始まる。

を享有する。
2 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権

#### 第二節 意思能力

なかったときは、その法律行為は、無効とする。 第三条の二 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有し

### 第三節 行為能力

#### (成年)

第四条 年齢十八歳をもって、成年とする。

### (未成年者の法律行為)

為については、この限りでない。なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行第五条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

ことができる。目的を定めないで処分を許した財産を処分するときした財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分する3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許

## (未成年者の営業の許可)

同様とする。

ては、成年者と同一の行為能力を有する。 第六条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関し

い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。い事由があるときは、その法定代理人は、第四編(親族)の規定に従2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができな

### (後見開始の審判)

人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者

## (成年被後見人及び成年後見人)

後見人を付する。
第八条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年

## (成年被後見人の法律行為)

日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りで第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、

## (後見開始の審判の取消し)

ない。

う。以下同じ。)、後見監督人(未成年後見監督人及び成年後見監督人配偶者、四親等内の親族、後見人(未成年後見人及び成年後見人をい第十条 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、

り消さなければならない。をいう。以下同じ。)又は検察官の請求により、後見開始の審判を取

### (保佐開始の審判)

### (被保佐人及び保佐人)

## (保佐人の同意を要する行為等)

いては、この限りでない。を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為につ第十三条を被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- をすること。
  三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為
- 四訴訟行為をすること。
- 第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。)をすること。五 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。

諾し、又は負担付遺贈を承認すること。

- 九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- 下同じ。)の法定代理人としてすること。被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以十一前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、
- 可を与えることができる。は、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないとき3 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保
- これに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。4 保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又は

## (保佐開始の審判等の取消し)

の全部又は一部を取り消すことができる。
2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判

#### (補助開始の審判)

後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、第十五条 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者

- する原因がある者については、この限りでない。の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定
- 意がなければならない。
  2 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同

### (被補助人及び補助人)

を付する。 第十六条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人

## (補助人の同意を要する旨の審判等)

- 一部に限る。
  一部に限る。
  一部に限る。
  ただし、その審判によりその同意を得なければならないとができる。
  ただし、その審判によりその同意を得なければならないとができる。
  ただし、その審判により、被補助人が特定の法律行為を第十七条 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助
- なければならない。
  2 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意が
- 可を与えることができる。は、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないとき3 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補
- これに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。4 補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又は

## (補助開始の審判等の取消し)

第十八条 第十五条第一項本文に規定する原因が消滅したときは、家

- の審判を取り消さなければならない。後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年
- の全部又は一部を取り消すことができる。
  2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第一項の審判
- ばならない。
  取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなけれる。前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて

### (審判相互の関係)

- 補助開始の審判を取り消さなければならない。被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は第十九条 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は
- て準用する。 合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについ合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについ後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場2 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被

## (制限行為能力者の相手方の催告権)

- 第二十条 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者の制限行為能力者の制限を受けない者をいう。以下同じ。)となった後、第二十条 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能
- 行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者ない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の2 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者となら

を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したもの3 特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。

とみなす。

### (制限行為能力者の詐術)

め詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。 第二十一条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるた

#### 第四節 住所

#### (住所)

第二十二条 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

#### (居所)

第二十三条 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

この限りでない。
し、準拠法を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、であるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただ2 日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれ

#### (仮住所)

関しては、その仮住所を住所とみなす。 第二十四条 ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に

## 第五節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告

### (不在者の財産の管理)

により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。を置かなかったときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求がその財産の管理人(以下この節において単に「管理人」という。)

取り消さなければならない。
所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を2 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判

本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする。

#### (管理人の改任)

求により、管理人を改任することができる。 死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請第二十六条 不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生

#### (管理人の職務)

いて、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。の管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合にお第二十七条前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、そ

前項の目録の作成を命ずることができる。官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、2 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察

の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。
3 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者

#### (管理人の権限)

が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。る。不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができ第二十八条 管理人は、第百三条に規定する権限を超える行為を必要

## (管理人の担保提供及び報酬)

当の担保を立てさせることができる。 第二十九条 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相

者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。2 家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在

#### (失踪の宣告)

利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。 第三十条 不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、

ときも、前項と同様とする。
船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後一年間明らかでないとなるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、2 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因

### (失踪の宣告の効力)

者はその危難が去った時に、死亡したものとみなす。期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた第三十一条前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の

### (失踪の宣告の取消し)

た行為の効力に影響を及ぼさない。 場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でし関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。この関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。このに死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、本人又は利害第三十二条 失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時

返還する義務を負う。 失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を2 失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を

## 第六節 同時死亡の推定

これらの者は、同時に死亡したものと推定する。 が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、第三十二条の二 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人

#### 第三章 法人

#### (法人の成立等)

立しない。 第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成

及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営2 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営

#### (法人の能力)

られた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
第三十四条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定め

#### (外国法人)

国法人は、この限りでない。成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外第三十五条 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社を除き、その

は、この限りでない。できない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利について同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することの2前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する

#### (登記)

ころにより、登記をするものとする。
第三十六条 法人及び外国法人は、この法律その他の法令の定めると

#### (外国法人の登記)

第三十七条 外国法人(第三十五条第一項ただし書に規定する外国法

登記しなければならない。は、三週間以内に、その事務所の所在地において、次に掲げる事項を人に限る。以下この条において同じ。)が日本に事務所を設けたとき

- 一 外国法人の設立の準拠法
- 二目的
- 三名称
- 四 事務所の所在場所
- 五 存続期間を定めたときは、その定め
- 六 代表者の氏名及び住所
- その変更をもって第三者に対抗することができない。の登記をしなければならない。この場合において、登記前にあっては、2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、三週間以内に、変更
- おいては、前項後段の規定を準用する。す決定がされたときは、その登記をしなければならない。この場合に選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消選 代表者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を
- 登記の期間は、その通知が到達した日から起算する。4 前二項の規定により登記すべき事項が外国において生じたときは、
- ことができる。 在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認する 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所
- 号に掲げる事項を登記しなければならない。 以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第一項各6 外国法人が事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間
- の移転を登記すれば足りる。7.同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、そ

万円以下の過料に処する。
8 外国法人の代表者が、この条に規定する登記を怠ったときは、五十

## 第三十八条から第八十四条まで 削除

#### 第四章物

(定義)

第八十五条 この法律において「物」とは、有体物をいう。

(不動産及び動産)

第八十六条 土地及びその定着物は、不動産とする。

2 不動産以外の物は、すべて動産とする

(主物及び従物)

属する他の物をこれに附属させたときは、その附属させた物を従物第八十七条 物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に

とする。

2 従物は、主物の処分に従う。

(天然果実及び法定果実)

**第八十八条** 物の用法に従い収取する産出物を天然果実とする。

2 物の使用の対価として受けるべき金銭その他の物を法定果実とする。

(果実の帰属)

第八十九条 天然果実は、その元物から分離する時に、これを収取する

権利を有する者に帰属する。

法定果実は、これを収取する権利の存続期間に応じて、

日割計算に

2

**第五章 法律行為** よりこれを取得する。

第一節 総則

(公序良俗)

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

## (任意規定と異なる意思表示)

異なる意思を表示したときは、その意思に従う。 第九十一条 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と

## (任意規定と異なる慣習)

ものと認められるときは、その慣習に従う。 合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有している第九十二条 法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場

### 第二節 意思表示

#### (心裡留保)

ことができたときは、その意思表示は、無効とする。 手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知るたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相第九十三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってし

#### (虚偽表示)

2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗するこ第九十四条 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

#### (錯誤

とができない。

であるときは、取り消すことができる。錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なもの第九十五条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その

- 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤
- に反する錯誤 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実

- ができる。 為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、すること2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行
- ができない。
  ができない。
  ができない。
  第一項の規定による意思表示の取消しをすること

  第一辑の規定によるものであった場合には、次に掲
- って知らなかったとき。

  一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によ
- 二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。
- 第三者に対抗することができない。4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない

#### (詐欺又は強迫)

その意思表示を取り消すことができる。いては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合にお第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

過失がない第三者に対抗することができない。 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ

## (意思表示の効力発生時期等)

カを生ずる。 第九十七条 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効

- はす。ときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみ2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げた
- 又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力3 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、

を切けられなり

### (公示による意思表示)

ができる。 の所在を知ることができないときは、公示の方法によってすること第九十八条 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はそ

- ない。 在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じたものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達し3 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に
- の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。 者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合には相手方4 公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意
- 5 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならない。

意思表示の受領能力

また。 ない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りたときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができ能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは成年被後見人であっ**現九十八条の二** 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思

## 一 相手方の法定代理人

二 意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方

#### 第三節 代理

## (代理行為の要件及び効果)

してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。 第九十九条 代理人がその権限内において本人のためにすることを示

## (本人のためにすることを示さない意思表示)

規定を準用する。

・おいにすることを知り、又は知ることができたときは、前条第一項の自己のためにしたものとみなす。ただし、相手方が、代理人が本人の第百条 代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、

#### (代理行為の瑕疵)

には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。 かったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合在、錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らな第百一条 代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存

- 代理人について決するものとする。あったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失が2 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が意思表示を受けた
- 事情についても、同様とする。ことを主張することができない。本人が過失によって知らなかったときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかった3 特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をした

### (代理人の行為能力)

りでない。
の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他第百二条 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制

## (権限の定めのない代理人の権限)

限を有する。 第百三条 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権

#### 一 保存行為

その利用又は改良を目的とする行為 一 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、

## (任意代理人による復代理人の選任)

ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。第百四条 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得

## (法定代理人による復代理人の選任)

してその選任及び監督についての責任のみを負う。 きる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、本人に対第百五条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することがで

### (復代理人の権限等)

代理人と同一の権利を有し、義務を負う。
2 復代理人は、本人及び第三者に対して、その権限の範囲内において、第百六条 復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。

#### (代理権の濫用)

とができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみ内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知るこ第百七条 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲

なす。

## (自己契約及び双方代理等)

ついては、この限りでない。とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為に者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為第百八条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事

本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。 る行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反す

## (代理権授与の表示による表見代理等)

この限りでない。
この限りでない。とを知り、又は過失によって知らなかったときは、えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為に第百九条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、

2 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代2 第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者が理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれる。 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代

## (権限外の行為の表見代理)

由があるときについて準用する。 た場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理第百十条 前条第一項本文の規定は、代理人がその権限外の行為をし

### (代理権の消滅事由)

# 第百十一条 代理権は、次に掲げる事由によって消滅する。

- 一本人の死亡
- 始の審判を受けたこと。

  二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開
- よって消滅する。
  2 委任による代理権は、前項各号に掲げる事由のほか、委任の終了に

## (代理権消滅後の表見代理等)

- 限りでない。

  Rりでない。

  をだし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。

  をの範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、
  のが、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでない。
- 限り、その行為についての責任を負う。 ついてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為に定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規2 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲

#### (無権代理)

- 本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。第百十三条 代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、
- 抗することができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対

## (無権代理の相手方の催告権)

この限りでない

第百十四条 前条の場合において、相手方は、本人に対し、相当の期間

しないときは、追認を拒絶したものとみなす。をすることができる。この場合において、本人がその期間内に確答をを定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告

## (無権代理の相手方の取消権)

理権を有しないことを相手方が知っていたときは、この限りでない。間は、相手方が取り消すことができる。ただし、契約の時において代第百十五条 代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない

### (無権代理行為の追認)

ない。 ぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはでき第百十六条 追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかの

### (無権代理人の責任)

相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い第百十七条 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 手方が知っていたとき。 手方が知っていたとき。 一 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相
- この限りでない。 て契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人とし二 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相二 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相

### (単独行為の無権代理)

**第百十八条** 単独行為については、その行為の時において、相手方が、

独行為をしたときも、同様とする。での規定を準用する。代理権を有しない者に対しその同意を得て単又はその代理権を争わなかったときに限り、第百十三条から前条ま代理人と称する者が代理権を有しないで行為をすることに同意し、

## 第四節 無効及び取消し

### (無効な行為の追認)

は、新たな行為をしたものとみなす。だし、当事者がその行為の無効であることを知って追認をしたとき第百十九条 無効な行為は、追認によっても、その効力を生じない。た

#### (取消権者)

きる。 
継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことがでにあっては、当該他の制限行為能力者を含む。) 又はその代理人、承制限行為能力者(他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為第百二十条 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、

すことができる。
る意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消2 錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵あ

#### (取消しの効果)

第百二十一条 取り消された行為は、初めから無効であったものとみ

#### (原状回復の義務)

た者は、相手方を原状に復させる義務を負う。 第百二十一条の二 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受け

して給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であるこ
2 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行と

よって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。すことができるものであること)を知らなかったときは、その行為にとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消と(給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったもの

とする。 
義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の3 第一項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった

## (取り消すことができる行為の追認)

者が追認したときは、以後、取り消すことができない。 第百二十二条 取り消すことができる行為は、第百二十条に規定する

### (取消し及び追認の方法)

には、その取消し又は追認は、相手方に対する意思表示によってする。第百二十三条 取り消すことができる行為の相手方が確定している場合

#### (追認の要件)

なければ、その効力を生じない。なっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にし第百二十四条 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因と

- 況が消滅した後にすることを要しない。2 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となっていた状
- をするとき。

  一 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認
- 又は補助人の同意を得て追認をするとき。

  二 制限行為能力者(成年被後見人を除く。)が法定代理人、保佐人

#### (法定追認

第百二十五条 追認をすることができる時以後に、取り消すことがで

とみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。 きる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたもの

- 全部又は一部の履行
- 履行の請求
- 更改
- 兀 担保の供与
- 五. 部の譲渡 取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一

#### 六 強制執行

(取消権の期間の制限)

第百二十六条 しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過し 取消権は、 追認をすることができる時から五年間行使

#### 第五節 条件及び期限

たときも、同様とする。

## (条件が成就した場合の効果)

第百二十七条 停止条件付法律行為は、 の効力を生ずる。 停止条件が成就した時からそ

- 3 2 解除条件付法律行為は、解除条件が成就した時からその効力を失う。
- のぼらせる意思を表示したときは、その意思に従う。 当事者が条件が成就した場合の効果をその成就した時以前にさか

# 〈条件の成否未定の間における相手方の利益の侵害の禁止〉

第百二十八条 条件付法律行為の各当事者は、条件の成否が未定であ 利益を害することができない。 る間は、条件が成就した場合にその法律行為から生ずべき相手方の

## (条件の成否未定の間における権利の処分等)

第百二十九条 条件の成否が未定である間における当事者の権利義務

> は、 ために担保を供することができる。 一般の規定に従い、処分し、相続 Ļ 若しくは保存し、又はその

### (条件の成就の妨害等)

第百三十条 条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故 ものとみなすことができる。 意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就した

2 みなすことができる。 件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものと 条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条

#### (既成条件)

**第百三十一条** 条件が法律行為の時に既に成就していた場合において、 その条件が停止条件であるときはその法律行為は無条件とし、その 条件が解除条件であるときはその法律行為は無効とする。

- 2 その条件が解除条件であるときはその法律行為は無条件とする。 おいて、その条件が停止条件であるときはその法律行為は無効とし 条件が成就しないことが法律行為の時に既に確定していた場合に
- 3 九条の規定を準用する。 は成就しなかったことを知らない間は、第百二十八条及び第百二十 前二項に規定する場合において、当事者が条件が成就したこと又

#### (不法条件)

第百三十二条 為をしないことを条件とするものも、 不法な条件を付した法律行為は、無効とする。不法な行 同様とする。

#### (不能条件)

第百三十三条 不能の停止条件を付した法律行為は、無効とする。

2 不能の解除条件を付した法律行為は、無条件とする。

#### (随意条件)

のみに終うながよ、無効な亡か。 第百三十四条 停止条件付法律行為は、その条件が単に債務者の意思

のみに係るときは、無効とする。

### (期限の到来の効果)

第百三十五条 法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行

は、期限が到来するまで、これを請求することができない。

来した時に消滅する。
2 法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到

## (期限の利益及びその放棄)

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手 第百三十六条 期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。

方の利益を害することはできない。

### (期限の利益の喪失)

第百三十七条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張する

ことができない。

債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。

三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しな

いとき。

### 第六章 期間の計算

### (期間の計算の通則)

の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合を除き、こ第百三十八条 期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別

の章の規定に従う。

#### (期間の起算)

ら起算する

第百三十九条 時間によって期間を定めたときは、その期間は、即時か

日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、第百四十条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初

この限りでない。

#### (期間の満了)

日に満了する。
きは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌十三年法律第百七十八号)に規定する休日その他の休日に当たると第百四十二条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二

### (暦による期間の計算)

第百四十三条 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、

暦に従って計算する。

に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。 をだし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月後の週、月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了す2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最

#### 第七章 時効

#### 第一節 総則

#### (時効の効力)

第百四十四条 時効の効力は、その起算日にさかのぼろ

#### (時効の援用)

を含む。)が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすること証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者第百四十五条 時効は、当事者(消滅時効にあっては、保証人、物上保

ができない。

### 、時効の利益の放棄

第百四十六条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

# (裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新

第百四十七条 時から六箇月を経過する)までの間は、 確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の 、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する 時効は、 完成しない。

- 裁判上の請求
- 支払督促
- 三年法律第五十二号)による調停 一十六年法律第二百二十二号)若しくは家事事件手続法(平成二十 民事訴訟法第二百七十五条第一項の和解又は民事調停法 ( 昭 和
- 兀 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加
- 2 由が終了した時から新たにその進行を始める。 るものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有す

## (強制執行等による時効の完成猶予及び更新)

第百四十八条 を経過する)までの間は、 ってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月 (申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによ 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する 時効は、 完成しない。

- 強制執行
- 担保権の実行
- .保権の実行としての競売の例による競売 民事執行法 (昭和五十四年法律第四号) 第百九十五条に規定する
- 兀 民事執行法第百九十六条に規定する財産開示手続又は同法第二

百四条に規定する第三者からの情報取得手続

2 従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、こ の限りでない。 新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に 前項の場合には、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から

## (仮差押え等による時効の完成猶予)

第百四十九条 次に掲げる事由がある場合には、 時から六箇月を経過するまでの間は、 時効は、 完成しない。 その事由が終了した

- 仮差押え
- 一 仮処分

(催告による時効の完成猶予)

第百五十条 催告があったときは、 の間は、時効は、完成しない。 その時から六箇月を経過するまで

2 は、 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再 前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。 度 0 催

## (協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)

第百五十一条 は、 次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたとき

- その合意があった時から一年を経過した時
- 二 その合意において当事者が協議を行う期間 (一年に満たない のに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時
- 知が書面でされたときは、 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通 その通知の時から六箇月を経過した時
- 2 だし、その効力は、 同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。た 前 項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の 時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完

成すべき時から通じて五年を超えることができない。

- 同様とする。 定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第一項の合3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第一項の合
- よってされたものとみなして、前三項の規定を適用する。のをいう。以下同じ。)によってされたときは、その合意は、書面にられる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもられる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも、第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気
- 5 前項の規定は、第一項第三号の通知について準用する。

### (承認による時効の更新)

能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為

# (時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲)

- の承継人の間においてのみ、その効力を有する。 成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びそ第百五十三条 第百四十七条又は第百四十八条の規定による時効の完
- その承継人の間においてのみ、その効力を有する。 前条の規定による時効の更新は、更新の事由が生じた当事者及び

第百五十四条 第百四十八条第一項各号又は第百四十九条各号に掲げ

の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。その者に通知をした後でなければ、第百四十八条又は第百四十九条る事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、

## 第百五十五条から第百五十七条まで 削除

## (未成年者又は成年被後見人と時効の完成猶予)

(長春月) 雇用) 手力) おとちょう 月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。 が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇 人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人 2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見

## (夫婦間の権利の時効の完成猶予)

婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。第百五十九条 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、

## (相続財産に関する時効の完成猶予)

までの間は、時効は、完成しない。された時又は破産手続開始の決定があった時から六箇月を経過する第百六十条 相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任

## (天災等による時効の完成猶予)

その障害が消滅した時から三箇月を経過するまでの間は、時効は、完第一項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、とのできない事変のため第百四十七条第一項各号又は第百四十八条第百六十一条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けるこ

成しない。

#### 第二節 取得時効

### (所有権の取得時効)

第百六十二条 二十年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と 他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、 ったときは、その所有権を取得する。 十年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を占 かつ、 過失がなか

## (所有権以外の財産権の取得時効)

第百六十三条 は十年を経過した後、その権利を取得する。 て、平穏に、 かつ、公然と行使する者は、前条の区別に従い二十年又 所有権以外の財産権を、自己のためにする意思をもっ

## (占有の中止等による取得時効の中断)

**第百六十四条** 第百六十二条の規定による時効は、占有者が任意にそ の占有を中止し、又は他人によってその占有を奪われたときは、中断

第百六十五条 前条の規定は、第百六十三条の場合について準用する。

#### 第三節 消滅時効

### (債権等の消滅時効)

**第百六十六条** 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 間行使しないとき。 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年
- 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。
- 2 から二十年間行使しないときは、時効によって消滅する。 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時
- 3 前 一項の規定は、 始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有

ことを妨げない。ただし、 する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行する . 権利者は、その時効を更新するため、いつ

# (人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

でも占有者の承認を求めることができる。

第百六十七条 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅 時効についての前条第一項第二号の規定の適用については、 「十年間」とあるのは、「二十年間」とする。 同号中

## (定期金債権の消滅時効)

第百六十八条 滅する。 定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消

とする各債権を行使することができることを知った時から十年間 行使しないとき。 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的

- 二 前号に規定する各債権を行使することができる時から二十年間 行使しないとき。
- 2 債務者に対して承認書の交付を求めることができる 定期金の債権者は、時効の更新の証拠を得るため、い つでも、その

## (判決で確定した権利の消滅時効)

第百六十九条 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによ ものであっても、 って確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがある その時効期間は、十年とする。

2 前項の規定は、 適用しない。 確定の時に弁済期の到来していない債権について

第百七十条から第百七十四条まで

削除

#### 第二編 物権

#### 第一章 総則

#### (物権の創設)

設することができない。 第百七十五条 物権は、この法律その他の法律に定めるもののほか、創

### (物権の設定及び移転)

て、その効力を生ずる。 第百七十六条 物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによっ

## (不動産に関する物権の変動の対抗要件)

## (動産に関する物権の譲渡の対抗要件)

れば、第三者に対抗することができない。 第百七十八条 動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しがなけ

#### (混同)

- 物権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない。 たときは、当該他の物権は、消滅する。ただし、その物又は当該他の第百七十九条 同一物について所有権及び他の物権が同一人に帰属し
- ただし書の規定を準用する。したときは、当該他の権利は、消滅する。この場合においては、前項2 所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が同一人に帰属
- 3 前二項の規定は、占有権については、適用しない。

#### 第二章 占有権

### 第一節 占有権の取得

#### (占有権の取得)

第百八十条 占有権は、自己のためにする意思をもって物を所持する

ことによって取得する。

#### (代理占有)

第百八十一条 占有権は、代理人によって取得することができる。

## (現実の引渡し及び簡易の引渡し)

の譲渡は、当事者の意思表示のみによってすることができる。2 譲受人又はその代理人が現に占有物を所持する場合には、占有権第百八十二条 占有権の譲渡は、占有物の引渡しによってする。

#### (占有改定)

思を表示したときは、本人は、これによって占有権を取得する。第百八十三条 代理人が自己の占有物を以後本人のために占有する意

### (指図による占有移転)

第三者がこれを承諾したときは、その第三者は、占有権を取得する。理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その第百八十四条 代理人によって占有をする場合において、本人がその代

### (占有の性質の変更)

## (占有の態様等に関する推定)

第百八十六条 占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穏に、かつ、

公然と占有をするものと推定する。

間継続したものと推定する。2 前後の両時点において占有をした証拠があるときは、占有は、その

#### (占有の承継

第百八十七条 占有者の承継人は、その選択に従い、自己の占有のみを

ができる。 主張し、又は自己の占有に前の占有者の占有を併せて主張すること

1.5。2 前の占有者の占有を併せて主張する場合には、その瑕疵をも承継

### 第二節 占有権の効力

## (占有物について行使する権利の適法の推定)

るものと推定する。 第百八十八条 占有者が占有物について行使する権利は、適法に有す

## (善意の占有者による果実の取得等)

2 善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その訴えの第百八十九条 善意の占有者は、占有物から生ずる果実を取得する。

提起の時から悪意の占有者とみなす。

(悪意の占有者による果実の返還等)

によって損傷し、又は収取を怠った果実の代価を償還する義務を負う。第百九十条 悪意の占有者は、果実を返還し、かつ、既に消費し、過失

2 前項の規定は、暴行若しくは強迫又は隠匿によって占有をしている。 対値 こん叫耳る 第一7 実際の作品を作業である

る者について準用する。

(占有者による損害賠償)

第百九十一条 占有物が占有者の、善意であるときであっても、全をおの賠償をする義務を負い、善意の占有者はその滅失又は損傷にたときは、その回復者に対し、悪意の占有者はその損害の第百九十一条 占有物が占有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、

#### (即時取得)

第百九十二条 取引行為によって、平穏に、かつ、公然と動産の占有を

について行使する権利を取得する。始めのた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産

## (盗品又は遺失物の回復)

に対してその物の回復を請求することができる。 ときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から二年間、占有者第百九十三条 前条の場合において、占有物が盗品又は遺失物である

れば、その物を回復することができない。
たときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなけおいて、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受け第百九十四条 占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場に

## (動物の占有による権利の取得)

ときは、その動物について行使する権利を取得する。有を離れた時から一箇月以内に飼主から回復の請求を受けなかった者は、その占有の開始の時に善意であり、かつ、その動物が飼主の占第百九十五条 家畜以外の動物で他人が飼育していたものを占有する

## (占有者による費用の償還請求)

占有者の負担に帰する。できる。ただし、占有者が果実を取得したときは、通常の必要費は、ために支出した金額その他の必要費を回復者から償還させることが第百九十六条 占有者が占有物を返還する場合には、その物の保存の

#### (占有の訴え)

とする。の訴えを提起することができる。他人のために占有をする者も、同様第百九十七条 占有者は、次条から第二百二条までの規定に従い、占有

### (占有保持の訴え)

(占有保全の訴え) えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求することができる。 第百九十八条 占有者がその占有を妨害されたときは、占有保持の訴

することができる。
占有保全の訴えにより、その妨害の予防又は損害賠償の担保を請求第百九十九条 占有者がその占有を妨害されるおそれがあるときは、

#### (占有回収の訴え)

り、その物の返還及び損害の賠償を請求することができる。 第二百条 占有者がその占有を奪われたときは、占有回収の訴えによ

ときは、この限りでない。することができない。ただし、その承継人が侵奪の事実を知っていた2 占有回収の訴えは、占有を侵奪した者の特定承継人に対して提起

### (占有の訴えの提起期間)

又はその工事が完成したときは、これを提起することができない。 害を生じた場合において、その工事に着手した時から一年を経過し、一年以内に提起しなければならない。ただし、工事により占有物に損第二百一条 占有保持の訴えは、妨害の存する間又はその消滅した後

- るときは、前項ただし書の規定を準用する。この場合において、工事により占有物に損害を生ずるおそれがあ2 占有保全の訴えは、妨害の危険の存する間は、提起することができ
- ればならない。
  3 占有回収の訴えは、占有を奪われた時から一年以内に提起しなけ

### (本権の訴えとの関係)

有の訴えを妨げない。 第二百二条 占有の訴えは本権の訴えを妨げず、また、本権の訴えは占

ことができない。
2 占有の訴えについては、本権に関する理由に基づいて裁判をする

### 第三節 占有権の消滅

### (占有権の消滅事由)

提起したときは、この限りでない。持を失うことによって消滅する。ただし、占有者が占有回収の訴えを第二百三条 占有権は、占有者が占有の意思を放棄し、又は占有物の所

### (代理占有権の消滅事由)

る事由によって消滅する。
第二百四条 代理人によって占有をする場合には、占有権は、次に掲げ

一本人が代理人に占有をさせる意思を放棄したこと。

三 代理人が占有物の所持を失ったこと。

2 占有権は、代理権の消滅のみによっては、消滅しない。

#### 第四節 準占有

の行使をする場合について準用する。 第二百五条 この章の規定は、自己のためにする意思をもって財産権

#### 第三章 所有権

### 第一節 所有権の限界

## 第一款 所有権の内容及び範囲

#### (所有権の内容)

**第二百六条** 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使

用、収益及び処分をする権利を有する。

### (土地所有権の範囲)

### 第二百八条 削除

### 第二款 相隣関係

#### (隣地の使用)

の承諾がなければ、立ち入ることはできない。

隣地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者第二百九条 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、

- 去又は修繕 境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収
- 二 境界標の調査又は境界に関する測量
- 三 第二百三十三条第三項の規定による枝の切取り
- う。)のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。隣地を現に使用している者(以下この条において「隣地使用者」とい2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び
- を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。ばならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなけれる第一項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、
- けたときは、その償金を請求することができる。4 第一項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受

## (公道に至るための他の土地の通行権)

道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することがで第二百十条 他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公

る。

- も、前項と同様とする。ないとき、又は崖があって土地と公道とに著しい高低差があるとき2 池沼、河川、水路若しくは海を通らなければ公道に至ることができ
- 損害が最も少ないものを選ばなければならない。よる通行権を有する者のために必要であり、かつ、他の土地のために第二百十一条が前条の場合には、通行の場所及び方法は、同条の規定に
- 開設することができる。
  2 前条の規定による通行権を有する者は、必要があるときは、通路を
- にその償金を支払うことができる。 だし、通路の開設のために生じた損害に対するものを除き、一年ごと行する他の土地の損害に対して償金を支払わなければならない。た第二百十二条 第二百十条の規定による通行権を有する者は、その通
- 、。 することができる。この場合においては、償金を支払うことを要しなの土地の所有者は、公道に至るため、他の分割者の所有地のみを通行第二百十三条 分割によって公道に通じない土地が生じたときは、そ
- について準用する。 2 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合

## (継続的給付を受けるための設備の設置権等)

大が所有する設備を使用することができる。 会付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他 で「継続的給付」という。)を受けることができないときは、継続的 の他これらに類する継続的給付(以下この項及び次条第一項におい が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給そ 大が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給そ

- ために損害が最も少ないものを選ばなければならない。又は他人が所有する設備(次項において「他の土地等」という。)の2 前項の場合には、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地
- ばならない。

  土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなけれる設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の3 第一項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有す
- から第四項までの規定を準用する。 できる。この場合においては、第二百九条第一項ただし書及び第二項他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用することが地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するために当該4 第一項の規定による権利を有する者は、同項の規定により他の土
- その償金を支払うことができる。く。)に対して償金を支払わなければならない。ただし、一年ごとに損害(前項において準用する第二百九条第四項に規定する損害を除5 第一項の規定により他の土地に設備を設置する者は、その土地の
- ばならない。
  備の使用を開始するために生じた損害に対して償金を支払わなけれ
  6 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その設
- 用を負担しなければならない。
   益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費
  7 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その利
- を設置することができる。この場合においては、前条第五項の規定は所有者は、継続的給付を受けるため、他の分割者の所有地のみに設備続的給付を受けることができない土地が生じたときは、その土地の第二百十三条の三 分割によって他の土地に設備を設置しなければ継

適用しない。

について準用する。 2 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合

## (自然水流に対する妨害の禁止)

妨げてはならない。 第二百十四条 土地の所有者は、隣地から水が自然に流れて来るのか。

### (水流の障害の除去)

障害を除去するため必要な工事をすることができる。地において閉塞したときは、高地の所有者は、自己の費用で、水流の第二百十五条、水流が天災その他避けることのできない事変により低

## (水流に関する工作物の修繕等)

## (費用の負担についての慣習)

習があるときは、その慣習に従う。 第二百十七条 前二条の場合において、費用の負担について別段の慣

## (雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止)

その他の工作物を設けてはならない。 第二百十八条 土地の所有者は、直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根

#### (水流の変更)

- 所有に属するときは、その水路又は幅員を変更してはならない。第二百十九条 溝、堀その他の水流地の所有者は、対岸の土地が他人の
- 2 両岸の土地が水流地の所有者に属するときは、その所有者は、水路

において、自然の水路に戻さなければならない。及び幅員を変更することができる。ただし、水流が隣地と交わる地点

3 前二項の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

## (排水のための低地の通水)

### (通水用工作物の使用)

高地又は低地の所有者が設けた工作物を使用することができる。第二百二十一条 土地の所有者は、その所有地の水を通過させるため、

よゝ。 割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければなら2 前項の場合には、他人の工作物を使用する者は、その利益を受ける

### (堰の設置及び使用)

対して償金を支払わなければならない。付着させて設けることができる。ただし、これによって生じた損害に対岸の土地が他人の所有に属するときであっても、その堰を対岸に第二百二十二条 水流地の所有者は、堰を設ける必要がある場合には、

- 前項の堰を使用することができる。
  2 対岸の土地の所有者は、水流地の一部がその所有に属するときは、
- 3 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

#### (境界標の設置)

標を設けることができる。 標を設けることができる。 無地の所有者と共同の費用で、境界

## (境界標の設置及び保存の費用)

する。 合で負担する。ただし、測量の費用は、その土地の広狭に応じて分担第二百二十四条 境界標の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割

#### (囲障の設置

に囲障を設けることができる。 地があるときは、各所有者は、他の所有者と共同の費用で、その境界第二百二十五条 二棟の建物がその所有者を異にし、かつ、その間に空

のでなければならない。の他これらに類する材料のものであって、かつ、高さ二メートルのも2.当事者間に協議が調わないときは、前項の囲障は、板塀又は竹垣そ

## (囲障の設置及び保存の費用)

い割合で負担する。
第二百二十六条 前条の囲障の設置及び保存の費用は、相隣者が等し

## (相隣者の一人による囲障の設置)

負担しなければならない。 材料より良好なものを用い、又は同項に規定する高さを増して囲障 第二百二十七条 相隣者の一人は、第二百二十五条第二項に規定する

## (囲障の設置等に関する慣習)

に従う。
第二百二十八条
前三条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習

### (境界標等の共有の推定)

相隣者の共有に属するものと推定する。第二百二十九条 境界線上に設けた境界標、囲障、障壁、溝及び堀は、

第二百三十条 一棟の建物の一部を構成する境界線上の障壁について

は、前条の規定は、適用しない。

りでない。
ついても、前項と同様とする。ただし、防火障壁については、この限物の高さを超えるときは、その障壁のうち低い建物を超える部分に2 高さの異なる二棟の隣接する建物を隔てる障壁の高さが、低い建

## (共有の障壁の高さを増す工事)

必要な工作を加え、又はその障壁を改築しなければならない。きる。ただし、その障壁がその工事に耐えないときは、自己の費用で、第二百三十一条 相隣者の一人は、共有の障壁の高さを増すことがで

部分は、その工事をした者の単独の所有に属する。
2 前項の規定により障壁の高さを増したときは、その高さを増した

の償金を請求することができる。 第二百三十二条 前条の場合において、隣人が損害を受けたときは、そ

## (竹木の枝の切除及び根の切取り)

ときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。第二百三十三条 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越える

は、その枝を切り取ることができる。
2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者

枝を切り取ることができる。
3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その

木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。

一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹

- 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることが

三 急迫の事情があるとき。

4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ること

ができる。

## (境界線付近の建築の制限)

ル以上の距離を保たなければならない。 第二百三十四条 建物を築造するには、境界線から五十センチメート

後は、損害賠償の請求のみをすることができる。だし、建築に着手した時から一年を経過し、又はその建物が完成したの所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。た2 前項の規定に違反して建築をしようとする者があるときは、隣地

同じ。)を設ける者は、目隠しを付けなければならない。 地を見通すことのできる窓又は縁側(ベランダを含む。次項において第二百三十五条 境界線から一メートル未満の距離において他人の宅

て境界線に至るまでを測定して算出する。2 前項の距離は、窓又は縁側の最も隣地に近い点から垂直線によっ

## (境界線付近の建築に関する慣習)

に従う。
第二百三十六条
前二条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習

## (境界線付近の掘削の制限

ら一メートル以上の距離を保たなければならない。 界線から二メートル以上、池、穴蔵又はし尿だめを掘るには境界線か第二百三十七条 井戸、用水だめ、下水だめ又は肥料だめを掘るには境

を超えることを要しない。の二分の一以上の距離を保たなければならない。ただし、一メートル2 導水管を埋め、又は溝若しくは堀を掘るには、境界線からその深さ

## (境界線付近の掘削に関する注意義務)

砂の崩壊又は水若しくは汚液の漏出を防ぐため必要な注意をしなけ第二百三十八条 境界線の付近において前条の工事をするときは、土

ればならない。

## 第二節 所有権の取得

#### (無主物の帰属)

- ことによって、その所有権を取得する。
  第二百三十九条 所有者のない動産は、所有の意思をもって占有する
- 2 所有者のない不動産は、国庫に帰属する。

#### (遺失物の拾得)

いときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。 めるところに従い公告をした後三箇月以内にその所有者が判明しな第二百四十条 遺失物は、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)の定

#### (埋蔵物の発見)

割合でその所有権を取得する。 された埋蔵物については、これを発見した者及びその他人が等しい者がその所有権を取得する。ただし、他人の所有する物の中から発見た後六箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを発見した第二百四十一条 埋蔵物は、遺失物法の定めるところに従い公告をし

#### (不動産の付合)

人の権利を妨げない。物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他第二百四十二条不動産の所有者は、その不動産に従として付合した

#### (動産の付合)

するときも、同様とする。権は、主たる動産の所有者に帰属する。分離するのに過分の費用を要なければ分離することができなくなったときは、その合成物の所有第二百四十三条 所有者を異にする数個の動産が、付合により、損傷し

**第二百四十四条** 付合した動産について主従の区別をすることができ

応じてその合成物を共有する。 ないときは、各動産の所有者は、その付合の時における価格の割合に

#### (混和)

別することができなくなった場合について準用する。 第二百四十五条 前二条の規定は、所有者を異にする物が混和して

#### (加工)

著しく超えるときは、加工者がその加工物の所有権を取得する。所有者に帰属する。ただし、工作によって生じた価格が材料の価格を「加工者」という。)があるときは、その加工物の所有権は、材料の第二百四十六条 他人の動産に工作を加えた者(以下この条において

を超えるときに限り、加工者がその加工物の所有権を取得する。その価格に工作によって生じた価格を加えたものが他人の材料の価格2 前項に規定する場合において、加工者が材料の一部を供したときは、

## (付合、混和又は加工の効果)

第二百四十七条 第二百四十二条から前条までの規定により物の所有第二百四十七条 第二百四十二条から前条までの規定により物の所有者が合成物等」という。)の単独所有者となったときは、その物について存する他の権利も、消滅する。

## (付合、混和又は加工に伴う償金の請求)

金を請求することができる。 損失を受けた者は、第七百三条及び第七百四条の規定に従い、その償**第二百四十八条** 第二百四十二条から前条までの規定の適用によって

#### 第三節 共有

#### (共有物の使用)

**第二百四十九条** 各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じ

ばならない。
3 共有者は、善良な管理者の注意をもって、共有物の使用をしなけれ有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負う。2 共有物を使用する共有者は、別段の合意がある場合を除き、他の共

### (共有持分の割合の推定)

第二百五十条 各共有者の持分は、相等しいものと推定する

#### (共有物の変更)

において同じ。)を加えることができない。 に変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。次項第二百五十一条 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物

る旨の裁判をすることができる。
者以外の他の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができとができないときは、裁判所は、共有者の請求により、当該他の共有2 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知るこ

#### (共有物の管理)

第二百五十二条 共有物の管理に関する事項(次条第一項に規定するときも、同様とする。 次項において同じ。)は、各共有者が共有物の管理者の選任及び解任を含み、共有物に前条第一項に規定第二百五十二条 共有物の管理に関する事項(次条第一項に規定する

の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決するこ者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分2 裁判所は、次の各号に掲げるときは、当該各号に規定する他の共有

とができる旨の裁判をすることができる。

- ことができないとき。 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知る
- にしないとき。 した場合において、当該他の共有者がその期間内に賛否を明らか関する事項を決することについて賛否を明らかにすべき旨を催告一 共有者が他の共有者に対し相当の期間を定めて共有物の管理に
- をこの也の使用をが又益を目りとする権利(以下にの真こおって「賃4 共有者は、前三項の規定により、共有物に、次の各号に掲げる賃借ければならない。 使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得な3 前二項の規定による決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を
- を設定することができる。借権等」という。)であって、当該各号に定める期間を超えないもの権その他の使用及び収益を目的とする権利(以下この項において「賃
- 一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等
- 三 建物の賃借権等 三年

前号に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等

五年

十年

兀

動産の賃借権等

六箇月

5 各共有者は、前各項の規定にかかわらず、保存行為をすることがで

#### (共有物の管理者

きる。

次項において同じ。)を加えることができない。 有物に変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。をすることができる。ただし、共有者の全員の同意を得なければ、共第二百五十二条の二 共有物の管理者は、共有物の管理に関する行為

2 共有物の管理者が共有者を知ることができず、又はその所在を知

- できる旨の裁判をすることができる。当該共有者以外の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることがることができないときは、裁判所は、共有物の管理者の請求により、
- 場合には、これに従ってその職務を行わなければならない。
  3 共有物の管理者は、共有者が共有物の管理に関する事項を決した
- 対してその効力を生じない。ただし、共有者は、これをもって善意の4 前項の規定に違反して行った共有物の管理者の行為は、共有者に

### (共有物に関する負担)

第三者に対抗することができない。

第二百五十三条 各共有者は、その持分に応じ、管理の費用を支払い、

その他共有物に関する負担を負う。

は、相当の償金を支払ってその者の持分を取得することができる。2 共有者が一年以内に前項の義務を履行しないときは、他の共有者

### (共有物についての債権)

有する債権は、その特定承継人に対しても行使することができる。第二百五十四条 共有者の一人が共有物について他の共有者に対して

## (持分の放棄及び共有者の死亡)

して相続人がないときは、その持分は、他の共有者に帰属する。第二百五十五条 共有者の一人が、その持分を放棄したとき、又は死亡

### (共有物の分割請求)

- することを妨げない。
  ができる。ただし、五年を超えない期間内は分割をしない旨の契約を第二百五十六条 各共有者は、いつでも共有物の分割を請求すること
- は、更新の時から五年を超えることができない。
  2 前項ただし書の契約は、更新することができる。ただし、その期間
- 第二百五十七条 前条の規定は、第二百二十九条に規定する共有物に

ついては、適用しない。

## (裁判による共有物の分割)

- することができる。
  き、又は協議をすることができないときは、その分割を裁判所に請求第二百五十八条 共有物の分割について共有者間に協議が調わないと
- きる。
  2 裁判所は、次に掲げる方法により、共有物の分割を命ずることがで
- 共有物の現物を分割する方法
- を取得させる方法 一 共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部又は一部
- 裁判所は、その競売を命ずることができる。 又は分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、3 前項に規定する方法により共有物を分割することができないとき、
- ら。 支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができ 4 裁判所は、共有物の分割の裁判において、当事者に対して、金銭の
- 前条の規定による分割をすることができない。 いて遺産の分割をすべきときは、当該共有物又はその持分について場合において、共同相続人間で当該共有物の全部又はその持分につ第二百五十八条の二 共有物の全部又はその持分が相続財産に属する
- 割をすることに異議の申出をしたときは、この限りでない。 において、相続人が当該共有物の持分について同条の規定による分ただし、当該共有物の持分について遺産の分割の請求があった場合 ただし、当該共有物の持分について前条の規定による分割をすることができる。 ら十年を経過したときは、前項の規定にかかわらず、相続財産に属す 共有物の持分が相続財産に属する場合において、相続開始の時か

ばならない。
あった旨の通知を受けた日から二箇月以内に当該裁判所にしなけれあった旨の通知を受けた日から二箇月以内に当該裁判所から当該請求が続人が前条第一項の規定による請求を受けた裁判所から当該請求が3 相続人が前項ただし書の申出をする場合には、当該申出は、当該相

## (共有に関する債権の弁済)

- もって、その弁済に充てることができる。権を有するときは、分割に際し、債務者に帰属すべき共有物の部分を第二百五十九条 共有者の一人が他の共有者に対して共有に関する債
- (共有物の分割への参加)分を売却する必要があるときは、その売却を請求することができる。2 債権者は、前項の弁済を受けるため債務者に帰属すべき共有物の部

# は、自己の費用で、分割に参加することができる。第二百六十条 共有物について権利を有する者及び各共有者の債権者

をした者に対抗することができない。をした者を参加させないで分割をしたときは、その分割は、その請求2.前項の規定による参加の請求があったにもかかわらず、その請求

## (分割における共有者の担保責任)

について、売主と同じく、その持分に応じて担保の責任を負う。 第二百六十一条 各共有者は、他の共有者が分割によって取得した物

# に関する証書を保存しなければならない。 第二百六十二条 分割が完了したときは、各分割者は、その取得した物

(共有物に関する証書

- その物の最大の部分を取得した者が保存しなければならない。
  2 共有者の全員又はそのうちの数人に分割した物に関する証書は、
- 者間の協議で証書の保存者を定める。協議が調わないときは、裁判所3 前項の場合において、最大の部分を取得した者がないときは、分割

か、これを指定する。

なければならない。 証書の保存者は、他の分割者の請求に応じて、その証書を使用させ

## (所在等不明共有者の持分の取得)

第二百六十二条の二 不動産が数人の共有に属する場合において、共第二百六十二条の二 不動産が数人の共有に属する場合において、請求をした共有者を知ることができる。この場合においの持分を取得させる旨の裁判をすることができる。この場合において、請求をした共有者を知ることができず、又はその所在を知ることが第二百六十二条の二 不動産が数人の共有に属する場合において、共第二百六十二条の二 不動産が数人の共有に属する場合において、共

- の裁判をすることができない。 することについて異議がある旨の届出をしたときは、裁判所は、同項明共有者以外の共有者が前項の請求を受けた裁判所に同項の裁判を一項の規定による請求又は遺産の分割の請求があり、かつ、所在等不2 前項の請求があった持分に係る不動産について第二百五十八条第
- きない。年を経過していないときは、裁判所は、第一項の裁判をすることがで年を経過していないときは、裁判所は、第一項の裁判をすることがでで遺産の分割をすべき場合に限る。)において、相続開始の時から十3 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合(共同相続人間
- した持分の時価相当額の支払を請求することができる。ときは、所在等不明共有者は、当該共有者に対し、当該共有者が取得4 第一項の規定により共有者が所在等不明共有者の持分を取得した
- く。)が数人の共有に属する場合について準用する。 5 前各項の規定は、不動産の使用又は収益をする権利(所有権を除

## (所在等不明共有者の持分の譲渡)

第二百六十二条の三 不動産が数人の共有に属する場合において、共第二百六十二条の三 不動産が数人の共有者の持分を当該特定の渡することを停止条件として所在等不明共有者の持分を当該特定の渡することを停止条件として所在等不明共有者の持分の全部を譲以外の共有者の全員が特定の者に対してその有する持分の全部を譲渡することを停止条件として所在等不明共有者の持分を当該特定の表において「所在等不明共有者」という。)

- よゝ。 年を経過していないときは、裁判所は、前項の裁判をすることができで遺産の分割をすべき場合に限る。) において、相続開始の時から十2 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合(共同相続人間
- の持分に応じて按分して得た額の支払を請求することができる。譲渡をした共有者に対し、不動産の時価相当額を所在等不明共有者共有者の持分を第三者に譲渡したときは、所在等不明共有者は、当該3 第一項の裁判により付与された権限に基づき共有者が所在等不明
- く。)が数人の共有に属する場合について準用する。4.前三項の規定は、不動産の使用又は収益をする権利(所有権を除

## (共有の性質を有する入会権)

習に従うほか、この節の規定を適用する。第二百六十三条。共有の性質を有する入会権については、各地方の慣

#### (準共有)

いて準用する。ただし、法令に特別の定めがあるときは、この限りで三を除く。)の規定は、数人で所有権以外の財産権を有する場合につ第二百六十四条 この節(第二百六十二条の二及び第二百六十二条の

# 第四節 所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令

## (所有者不明土地管理命令)

第二百六十四条の二 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその第二百六十四条の二 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分)について、必要があると認めるときは、利害度、の請求により、その請求に係る土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人(第四項に規定する所有者不明土地管理人で、所有者不明土地管理人(第四項に規定する所有を知ることがで理人(第四項に規定する所有者を知ることがで建立、利害をいう。)をすることができず、又はその第二十四条の二 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその第二十四条の二 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその

- 3 所有者不明土地管理命令が取り消された場合において、必要があの事由により所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及びらでは、所有者不明土地管理命令が、所有者不明土地管理命令が発せられると認めるときも、することができる。
- ならない。 明土地管理命令において、所有者不明土地管理人を選任しなければ 明土地管理命令において、所有者不明土地管理人を選任しなければ 4 裁判所は、所有者不明土地管理命令をする場合には、当該所有者不

## (所有者不明土地管理人の権限)

第二百六十四条の三 前条第四項の規定により所有者不明土地管理人

利は、所有者不明土地管理人に専属する。財産(以下「所有者不明土地等」という。)の管理及び処分をする権にその管理、処分その他の事由により所有者不明土地管理人が得た地又は共有持分及び所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産並びが選任された場合には、所有者不明土地管理命令の対象とされた土

- いことをもって善意の第三者に対抗することはできない。るには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がな2.所有者不明土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をす
- 保存行為
- 又は改良を目的とする行為二の方者不明土地等の性質を変えない範囲内において、その利用

## 所有者不明土地等に関する訴えの取扱い)

を原告又は被告とする。 所有者不明土地等に関する訴えについては、所有者不明土地管理人第二百六十四条の四 所有者不明土地管理命令が発せられた場合には、

## (所有者不明土地管理人の義務)

- の注意をもって、その権限を行使しなければならない。 所有者(その共有持分を有する者を含む。)のために、善良な管理者第二百六十四条の五 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等の
- にその権限を行使しなければならない。 令の対象とされた共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平られたときは、所有者不明土地管理人は、当該所有者不明土地管理命2 数人の者の共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せ

## (所有者不明土地管理人の解任及び辞任)

有者不明土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由がある第二百六十四条の六 所有者不明土地管理人がその任務に違反して所

を解任することができる。とと解任することができる。とうは、裁判所は、利害関係人の請求により、所有者不明土地管理人

## (所有者不明土地管理人の報酬等)

2 所有者不明土也管理人こよる所有者不明土也等の管理こ必要な費(ら裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。第二百六十四条の七 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等か

を含む。)の負担とする。
用及び報酬は、所有者不明土地等の所有者(その共有持分を有する者2 所有者不明土地管理人による所有者不明土地等の管理に必要な費

## (所有者不明建物管理命令)

第二百六十四条の八 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその第二百六十四条の八 裁判所は、所有者を知ることができる。

当該建物の共有持分を有するための建物の敷地に関する権利(賃借分を有する者が所有するものに限る。)及び当該建物を所有し、又は 一分が発せられた場合にあっては、共有物である建物)にある動産(当 の対象とされた建物(共有持分を対象として所有者不明建物管理命 2 所有者不明建物管理命令の効力は、当該所有者不明建物管理命令

共有持分を有する者が有するものに限る。)に及ぶ。て、当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物の所有者又は権その他の使用及び収益を目的とする権利(所有権を除く。)であっ

- 3 所有者不明建物管理命令において、所有者不明建物管理人を選任しなければ出該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物又は共有持分並び当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物又は共有持分並び関する権利の管理、処分その他の事由により所有者不明建物管理人が得た財産について、必要があると認めるときも、することができる。が得た財産について、必要があると認めるときも、することができる。明建物管理命令において、所有者不明建物管理命令が発せられならない。
- 命令及び所有者不明建物管理人について準用する。 第二百六十四条の三から前条までの規定は、所有者不明建物管理

# 第五節 管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令

### (管理不全土地管理命令)

第二百六十四条の九 裁判所は、所有者による土地の管理が不適当でますることができる。

れた土地の所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限象とされた土地にある動産(当該管理不全土地管理命令の対象とさ2 管理不全土地管理命令の効力は、当該管理不全土地管理命令の対

る。)に及ぶ。

地管理命令において、管理不全土地管理人を選任しなければならない。3 裁判所は、管理不全土地管理命令をする場合には、当該管理不全土

## (管理不全土地管理人の権限)

第二百六十四条の十 管理不全土地等」という。)の管理及び処分をする権限 がにその管理、処分その他の事由により管理不全土地管理人が得た の対象とされた土地及び管理不全土地管理命令の効力が及ぶ動産並 第二百六十四条の十 管理不全土地管理人は、管理不全土地管理命令

- とをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することはできない。は、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないこ2 管理不全土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするに
- 一 保存行為
- は改良を目的とする行為 一 管理不全土地等の性質を変えない範囲内において、その利用又
- の許可をするには、その所有者の同意がなければならない。 管理不全土地管理命令の対象とされた土地の処分についての前項

## (管理不全土地管理人の義務)

- ればならない。 有者のために、善良な管理者の注意をもって、その権限を行使しなけ第二百六十四条の十一 管理不全土地管理人は、管理不全土地等の所
- 権限を行使しなければならない。理人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその2 管理不全土地等が数人の共有に属する場合には、管理不全土地管

## (管理不全土地管理人の解任及び辞任)

第二百六十四条の十二 管理不全土地管理人がその任務に違反して管

任することができる。きは、裁判所は、利害関係人の請求により、管理不全土地管理人を解理不全土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があると

得て、辞任することができる。
2 管理不全土地管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を

## (管理不全土地管理人の報酬等)

裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。第二百六十四条の十三 管理不全土地管理人は、管理不全土地等から

び報酬は、管理不全土地等の所有者の負担とする。
2 管理不全土地管理人による管理不全土地等の管理に必要な費用及

### (管理不全建物管理命令)

第二百六十四条の十四 裁判所は、所有者による建物の管理が不適当第二百六十四条の十四 裁判所は、所有者による建物の管理が不適当

3 裁判所は、管理不全建物管理命令をする場合には、当該管理不全建

令及び管理不全建物管理人について準用する。 4 第二百六十四条の十から前条までの規定は、管理不全建物管理命物管理命令において、管理不全建物管理人を選任しなければならない。

#### 第四章 地上権

#### (地上権の内容)

所有するため、その土地を使用する権利を有する。 第二百六十五条 地上権者は、他人の土地において工作物又は竹木を

(地代)

合について準用する。
地上権者が土地の所有者に定期の地代を支払わなければならない場第二百六十六条 第二百七十四条から第二百七十六条までの規定は、

限り、賃貸借に関する規定を準用する。2 地代については、前項に規定するもののほか、その性質に反しない

## (相隣関係の規定の準用)

れた場合に限り、地上権者について準用する。百二十九条の規定は、境界線上の工作物が地上権の設定後に設けらては地上権者と土地の所有者との間について準用する。ただし、第二第二百六十七条前章第一節第二款(相隣関係)の規定は、地上権者間

### (地上権の存続期間)

ばならない。
一学をし、又は期限の到来していない一年分の地代を支払わなけれ、放棄することができる。ただし、地代を支払うべきときは、一年前において、別段の慣習がないときは、地上権者は、いつでもその権利を第二百六十八条 設定行為で地上権の存続期間を定めなかった場合に

所は、当事者の請求により、二十年以上五十年以下の範囲内において、2 地上権者が前項の規定によりその権利を放棄しないときは、裁判

慮して、その存続期間を定める。 工作物又は竹木の種類及び状況その他地上権の設定当時の事情を考

### (工作物等の収去等)

- 地上権者は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。所有者が時価相当額を提供してこれを買い取る旨を通知したときは、復してその工作物及び竹木を収去することができる。ただし、土地の第二百六十九条 地上権者は、その権利が消滅した時に、土地を原状に
- 2 前項の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

## (地下又は空間を目的とする地上権)

- の行使を妨げることができない。 において、土地の使用又は収益をする権利を有する者は、その地上権るすべての者の承諾があるときは、設定することができる。この場合する場合においても、その権利又はこれを目的とする権利を有す 前項の地上権は、第三者がその土地の使用又は収益をする権利を

#### 第五章 永小作権

#### (永小作権の内容)

作又は牧畜をする権利を有する。第二百七十条。永小作人は、小作料を支払って他人の土地において耕

## (永小作人による土地の変更の制限)

損害を生ずべき変更を加えることができない。 第二百七十一条 永小作人は、土地に対して、回復することのできない

## (永小作権の譲渡又は土地の賃貸)

とができる。ただし、設定行為で禁じたときは、この限りでない。利の存続期間内において耕作若しくは牧畜のため土地を賃貸するこ第二百七十二条、永小作人は、その権利を他人に譲り渡し、又はその権

## (賃貸借に関する規定の準用)

規定を準用する。
行為で定めるもののほか、その性質に反しない限り、賃貸借に関する第二百七十三条 永小作人の義務については、この章の規定及び設定

#### (小作料の減免)

(永小作権の放棄)たときであっても、小作料の免除又は減額を請求することができない。第二百七十四条 永小作人は、不可抗力により収益について損失を受け

の権利を放棄することができる。く収益を得ず、又は五年以上小作料より少ない収益を得たときは、そ第二百七十五条 永小作人は、不可抗力によって、引き続き三年以上全

### (永小作権の消滅請求)

ときは、土地の所有者は、永小作権の消滅を請求することができる。第二百七十六条 永小作人が引き続き二年以上小作料の支払を怠った

### (永小作権に関する慣習)

**第二百七十七条** 第二百七十一条から前条までの規定と異なる慣習が

### (永小作権の存続期間)

- 間は、五十年とする。る。設定行為で五十年より長い期間を定めたときであっても、その期第二百七十八条(永小作権の存続期間は、二十年以上五十年以下とす)
- は、更新の時から五十年を超えることができない。2.永小作権の設定は、更新することができる。ただし、その存続期間

は、別段の慣習がある場合を除き、三十年とする。
3 設定行為で永小作権の存続期間を定めなかったときは、その期間

### (工作物等の収去等)

第六章 地役権 第二百七十九条 第二百六十九条の規定は、永小作権について準用する。

#### (地役権の内容)

ないものでなければならない。
(所有権の限界)の規定(公の秩序に関するものに限る。)に違反しを自己の土地の便益に供する権利を有する。ただし、第三章第一節第二百八十条 地役権者は、設定行為で定めた目的に従い、他人の土地

#### (地役権の付従性)

- ることができない。
  2 地役権は、要役地から分離して譲り渡し、又は他の権利の目的とす

### (地役権の不可分性)

- なゝ。 - ために又はその土地について存する地役権を消滅させることができ **第二百八十二条** - 土地の共有者の一人は、その持分につき、その土地の
- り土地の一部のみに関するときは、この限りでない。ために又はその各部について存する。ただし、地役権がその性質によ2 土地の分割又はその一部の譲渡の場合には、地役権は、その各部の

### (地役権の時効取得)

ことができるものに限り、時効によって取得することができる。 第二百八十三条 地役権は、継続的に行使され、かつ、外形上認識する

たときは、他の共有者も、これを取得する。
第二百八十四条 土地の共有者の一人が時効によって地役権を取得し

- てしなければ、その効力を生じない。
  2 共有者に対する時効の更新は、地役権を行使する各共有者に対し
- 郊の完成猶予の事由があっても、時効は、各共有者のために進行する。3 地役権を行使する共有者が数人ある場合には、その一人について時

#### (用水地役権)

限りでない。

「はいっとする。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、このの需要に応じて、まずこれを生活用に供し、その残余を他の用途に供水が要役地及び承役地の需要に比して不足するときは、その各土地って、要役地の便益に供されるものをいう。以下同じ。)において、第二百八十五条 用水地役権の承役地(地役権者以外の者の土地であ

地役権者は、前の地役権者の水の使用を妨げてはならない。2 同一の承役地について数個の用水地役権を設定したときは、後の

## (承役地の所有者の工作物の設置義務等)

義務を負担する。をする義務を負担したときは、承役地の所有者の特定承継人も、そのが自己の費用で地役権の行使のために工作物を設け、又はその修繕第二百八十六条。設定行為又は設定後の契約により、承役地の所有者

を免れることができる。部分の所有権を放棄して地役権者に移転し、これにより前条の義務第二百八十七条 承役地の所有者は、いつでも、地役権に必要な土地の

## (承役地の所有者の工作物の使用)

することができる。において、その行使のために承役地の上に設けられた工作物を使用第二百八十八条(承役地の所有者は、地役権の行使を妨げない範囲内

て、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。2 前項の場合には、承役地の所有者は、その利益を受ける割合に応じ

## (承役地の時効取得による地役権の消滅)

占有をしたときは、地役権は、これによって消滅する。 第二百八十九条 承役地の占有者が取得時効に必要な要件を具備する

の権利を行使することによって中断する。第二百九十条 前条の規定による地役権の消滅時効は、地役権者がそ

### (地役権の消滅時効)

生じた時から起算する。
し、継続的に行使される地役権についてはその行使を妨げる事実が継続的でなく行使される地役権については最後の行使の時から起算第二百九十一条 第百六十六条第二項に規定する消滅時効の期間は、

は更新は、他の共有者のためにも、その効力を生ずる。 人のために時効の完成猶予又は更新があるときは、その完成猶予又第二百九十二条 要役地が数人の共有に属する場合において、その一

の部分のみが時効によって消滅する。第二百九十三条 地役権者がその権利の一部を行使しないときは、そ

## (共有の性質を有しない入会権)

慣習に従うほか、この章の規定を準用する。第二百九十四条 共有の性質を有しない入会権については、各地方の

#### 第七章 留置権

#### 留置権の内容)

第二百九十五条 他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を

ができる。ただし、その債権が弁済期にないときは、この限りでない。有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置すること

ない。
前項の規定は、占有が不法行為によって始まった場合には、適用し

2

### (留置権の不可分性)

物の全部についてその権利を行使することができる。第二百九十六条 留置権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、留置

## (留置権者による果実の収取)

2 前項の果実は、まず債権の利息に充当し、なお残余があるときは元権者に先立って、これを自己の債権の弁済に充当することができる。第二百九十七条 留置権者は、留置物から生ずる果実を収取し、他の債

## (留置権者による留置物の保管等)

本に充当しなければならない。

占有しなければならない。
第二百九十八条 留置権者は、善良な管理者の注意をもって、留置物を

用をすることは、この限りでない。
又は担保に供することができない。ただし、その物の保存に必要な使2 留置権者は、債務者の承諾を得なければ、留置物を使用し、賃貸し、

滅を請求することができる。
3 留置権者が前二項の規定に違反したときは、債務者は、留置権の消

## (留置権者による費用の償還請求)

は、所有者にその償還をさせることができる。 第二百九十九条 留置権者は、留置物について必要費を支出したとき

た金額又は増価額を償還させることができる。ただし、裁判所は、所価格の増加が現存する場合に限り、所有者の選択に従い、その支出し2 留置権者は、留置物について有益費を支出したときは、これによる

できる。 有者の請求により、その償還について相当の期限を許与することが

## (留置権の行使と債権の消滅時効)

第三百条 留置権の行使は、債権の消滅時効の進行を妨げない。

## (担保の供与による留置権の消滅)

第三百一条 債務者は、相当の担保を供して、留置権の消滅を請求する

## (占有の喪失による留置権の消滅)

ことができる。

し、又は質権の目的としたときは、この限りでない。 消滅する。ただし、第二百九十八条第二項の規定により留置物を賃貸第三百二条 留置権は、留置権者が留置物の占有を失うことによって、

#### 第八章 先取特権

#### 第一節 総則

#### (先取特権の内容)

受ける権利を有する。 債務者の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を第三百三条 先取特権者は、この法律その他の法律の規定に従い、その

#### (物上代位)

前項と同様とする。
2 債務者が先取特権の目的物につき設定した物権の対価についても、

### (先取特権の不可分性)

第三百五条 第二百九十六条の規定は、先取特権について準用する。

### 第二節 先取特権の種類

### 第一款 一般の先取特権

#### (一般の先取特権)

者の総財産について先取特権を有する。第三百六条の次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務

- 一 共益の費用
- 二 雇用関係
- 二 葬式の費用
- 四 日用品の供給

### (共益費用の先取特権)

にされた債務者の財産の保存、清算又は配当に関する費用について第三百七条 共益の費用の先取特権は、各債権者の共同の利益のため

存在する。

存在する。は、先取特権は、その費用によって利益を受けた債権者に対してのみ2.前項の費用のうちすべての債権者に有益でなかったものについて

### (雇用関係の先取特権)

間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在する。第三百八条 雇用関係の先取特権は、給料その他債務者と使用人との

### (葬式費用の先取特権)

費用のうち相当な額について存在する。 第三百九条 葬式の費用の先取特権は、債務者のためにされた葬式の

式の費用のうち相当な額についても存在する。
2 前項の先取特権は、債務者がその扶養すべき親族のためにした葬

### (日用品供給の先取特権)

第三百十条 日用品の供給の先取特権は、債務者又はその扶養すべき

同居の親族及びその家事使用人の生活に必要な最後の六箇月間 燃料及び電気の供給について存在する。 の飲

#### 第二款 動産の先取特権

#### (動産の先取特権)

第三百十一条 務者の特定の動産について先取特権を有する 次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、 債

- 不動産の賃貸借
- 旅館の宿泊
- 三 旅客又は荷物の
- 五四 動産の保存
- 動産の売買

六 種苗又は肥料 (蚕種又は蚕の飼養に供した桑葉を含む。 以下同

じ。) の供給

七 農業の労務

工業の労務

### (不動産賃貸の先取特権

第三百十二条 不動産の賃貸の先取特権は、その不動産の賃料その他 の賃貸借関係から生じた賃借人の債務に関し、 て存在する。 賃借人の動産につい

## (不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲)

第三百十三条 ための建物に備え付けられた動産、 及び賃借人が占有するその土地の果実について存在する。 土地の賃貸人の先取特権は、その土地又はその利用 その土地の利用に供され た動 産 0

2 について存在する。 建物の賃貸人の先取特権は、 賃借人がその建物に備え付けた動 産

第三百十四条 賃借権の譲渡又は転貸の場合には、 賃貸人の先取特権

> は、 き金銭についても、同様とする。 譲受人又は転借人の動産にも及ぶ。 譲渡人又は転貸人が受けるべ

# (不動産賃貸の先取特権の被担保債権の範囲)

第三百十五条 当期に生じた損害の賠償債務についてのみ存在する。 先取特権は、 前期、当期及び次期の賃料その他の債務並びに前期及び 賃借人の財産のすべてを清算する場合には、 賃貸人の

第三百十六条 についてのみ先取特権を有する。 を受け取っている場合には、その敷金で弁済を受けない債権の部分 賃貸人は、 第六百二十二条の二第一項に規定する敷金

### (旅館宿泊の先取特権)

第三百十七条 在する。 及び飲食料に関し、その旅館に在るその宿泊客の手荷物について存 旅館の宿泊の先取特権は、宿泊客が負担すべき宿泊料

#### (運輸の先取特権)

第三百十八条 費用に関し、 運送人の占有する荷物について存在する。 運輸の先取特権は、 旅客又は荷物の運送賃及び付随 の

### (即時取得の規定の準用)

第三百十九条 十二条から前条までの規定による先取特権について準用する。 第百九十二条から第百九十五条までの規定は、 第三百

### (動産保存の先取特権)

第三百二十条 費用又は動産に関する権利の保存、 た費用に関し、 動産の保存の先取特権は、 その動産について存在する。 承認若 動産の保存のために要した しくは実行のために要し

### (動産売買の先取特権)

第三百二十一条 に関し、 その動産について存在する。 動産の売買の先取特権は、 動産の代価及びその利息

## (種苗又は肥料の供給の先取特権)

の使用によって生じた物を含む。)について存在する。 これを用いた土地から生じた果実(蚕種又は蚕の飼養に供した桑葉(価及びその利息に関し、その種苗又は肥料を用いた後一年以内に第三百二十二条 種苗又は肥料の供給の先取特権は、種苗又は肥料の

### (農業労務の先取特権)

存在する。 最後の一年間の賃金に関し、その労務によって生じた果実について第三百二十三条 農業の労務の先取特権は、その労務に従事する者の

### (工業労務の先取特権)

いて存在する。 最後の三箇月間の賃金に関し、その労務によって生じた製作物につ第三百二十四条 工業の労務の先取特権は、その労務に従事する者の

## 第三款 不動産の先取特権

### (不動産の先取特権)

債務者の特定の不動産について先取特権を有する。
第三百二十五条 次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は

- 一 不動産の保存
- 一 不動産の工事
- 二 不動産の売買

### (不動産保存の先取特権)

めに要した費用に関し、その不動産について存在する。要した費用又は不動産に関する権利の保存、承認若しくは実行のた第三百二十六条 不動産の保存の先取特権は、不動産の保存のために

### (不動産工事の先取特権)

第三百二十七条 不動産の工事の先取特権は、工事の設計、施工又は監

不動産について存在する。理をする者が債務者の不動産に関してした工事の費用に関し、その

存する場合に限り、その増価額についてのみ存在する。2 前項の先取特権は、工事によって生じた不動産の価格の増加が現

### (不動産売買の先取特権)

利息に関し、その不動産について存在する。 第三百二十八条 不動産の売買の先取特権は、不動産の代価及びその

### 第三節 先取特権の順位

### 一般の先取特権の順位)

先権の順位は、第三百六条各号に掲げる順序に従う。 第三百二十九条 一般の先取特権が互いに競合する場合には、その優

有する。特権は、その利益を受けたすべての債権者に対して優先する効力を特権は、その利益を受けたすべての債権者に対して優先する効力を先取特権は、一般の先取特権に優先する。ただし、共益の費用の先取2 一般の先取特権と特別の先取特権とが競合する場合には、特別の

### (動産の先取特権の順位)

者があるときは、後の保存者が前の保存者に優先する。おいて、第二号に掲げる動産の保存の先取特権について数人の保存場合には、その優先権の順位は、次に掲げる順序に従う。この場合に第三百三十条 同一の動産について特別の先取特権が互いに競合する

- 一 不動産の賃貸、旅館の宿泊及び運輸の先取特権
- 二 動産の保存の先取特権
- において第二順位又は第三順位の先取特権者があることを知っていた2 前項の場合において、第一順位の先取特権者は、その債権取得の時

順位の先取特権者のために物を保存した者に対しても、同様とする。ときは、これらの者に対して優先権を行使することができない。第一

順位は種苗又は肥料の供給者に、第三の順位は土地の賃貸人に属する。3 果実に関しては、第一の順位は農業の労務に従事する者に、第二の

## (不動産の先取特権の順位)

または1-6。 する場合には、その優先権の順位は、第三百二十五条各号に掲げる順第三百三十一条 同一の不動産について特別の先取特権が互いに競合

おける不動産売買の先取特権の優先権の順位は、売買の前後による。2 同一の不動産について売買が順次された場合には、売主相互間に

### (同一順位の先取特権)

るときは、各先取特権者は、その債権額の割合に応じて弁済を受ける。第三百三十二条 同一の目的物について同一順位の先取特権者が数人あ

### 第四節 先取特権の効力

### (先取特権と第三取得者)

よゝ。 三取得者に引き渡した後は、その動産について行使することができ **第三百三十三条** 先取特権は、債務者がその目的である動産をその第

## (先取特権と動産質権との競合)

権利を有する。 権者は、第三百三十条の規定による第一順位の先取特権者と同一の第三百三十四条 先取特権と動産質権とが競合する場合には、動産質

### (一般の先取特権の効力)

とができない。 済を受け、なお不足があるのでなければ、不動産から弁済を受けるこ第三百三十五条 一般の先取特権者は、まず不動産以外の財産から弁

- れていないものから弁済を受けなければならない。
  2 一般の先取特権者は、不動産については、まず特別担保の目的とさ
- することができない。 きた額については、登記をした第三者に対してその先取特権を行使を怠ったときは、その配当加入をしたならば弁済を受けることがで3 一般の先取特権者は、前二項の規定に従って配当に加入すること
- る不動産の代価を配当する場合には、適用しない。 価を配当し、又は他の不動産の代価に先立って特別担保の目的であ4 前三項の規定は、不動産以外の財産の代価に先立って不動産の代

## (一般の先取特権の対抗力)

記をした第三者に対しては、この限りでない。 も、特別担保を有しない債権者に対抗することができる。ただし、登第三百三十六条 一般の先取特権は、不動産について登記をしなくて

## (不動産保存の先取特権の登記)

保存行為が完了した後直ちに登記をしなければならない。第三百三十七条 不動産の保存の先取特権の効力を保存するためには、

## (不動産工事の先取特権の登記)

その超過額については存在しない。の場合において、工事の費用が予算額を超えるときは、先取特権は、工事を始める前にその費用の予算額を登記しなければならない。こ第三百三十八条 不動産の工事の先取特権の効力を保存するためには、

選任した鑑定人に評価させなければならない。
2 工事によって生じた不動産の増価額は、配当加入の時に、裁判所が

# (登記をした不動産保存又は不動産工事の先取特権)

権に先立って行使することができる。第三百三十九条が前二条の規定に従って登記をした先取特権は、抵当

## (不動産売買の先取特権の登記)

い旨を登記しなければならない。 売買契約と同時に、不動産の代価又はその利息の弁済がされていな第三百四十条 不動産の売買の先取特権の効力を保存するためには、

## (抵当権に関する規定の準用)

ほか、その性質に反しない限り、抵当権に関する規定を準用する。 第三百四十一条 先取特権の効力については、この節に定めるものの

#### 第九章 質権

#### (質権の内容) 総則

って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 から受け取った物を占有し、かつ、その物について他の債権者に先立第三百四十二条 質権者は、その債権の担保として債務者又は第三者

#### (質権の目的)

ることができない。
第三百四十三条 質権は、譲り渡すことができない物をその目的とす

#### (質権の設定)

によって、その効力を生ずる。 第三百四十四条 質権の設定は、債権者にその目的物を引き渡すこと

## (質権設定者による代理占有の禁止)

をさせることができない。 第三百四十五条 質権者は、質権設定者に、自己に代わって質物の占有

### (質権の被担保債権の範囲)

じた損害の賠償を担保する。ただし、設定行為に別段の定めがあると物の保存の費用及び債務の不履行又は質物の隠れた瑕疵によって生第三百四十六条 質権は、元本、利息、違約金、質権の実行の費用、質

きは、この限りでない。

#### (質物の留置)

て優先権を有する債権者に対抗することができない。は、質物を留置することができる。ただし、この権利は、自己に対し第三百四十七条(質権者は、前条に規定する債権の弁済を受けるまで

#### (転質)

のであっても、その責任を負う。 転質をしたことによって生じた損失については、不可抗力によるも任で、質物について、転質をすることができる。この場合において、第三百四十八条 質権者は、その権利の存続期間内において、自己の責

## (契約による質物の処分の禁止)

きない。
に定める方法によらないで質物を処分させることを約することがでにおいて、質権者に弁済として質物の所有権を取得させ、その他法律第三百四十九条(質権設定者は、設定行為又は債務の弁済期前の契約

## (留置権及び先取特権の規定の準用)

定は、質権について準用する。第三百五十条第二百九十六条から第三百条まで及び第三百四条の規

### (物上保証人の求償権)

きは、保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。 の債務を弁済し、又は質権の実行によって質物の所有権を失ったと第三百五十一条 他人の債務を担保するため質権を設定した者は、そ

#### 第二節 動産質

### (動産質の対抗要件)

質権をもって第三者に対抗することができない。第三百五十二条 動産質権者は、継続して質物を占有しなければ、その

### (質物の占有の回復)

収の訴えによってのみ、その質物を回復することができる。 第三百五十三条 動産質権者は、質物の占有を奪われたときは、占有回

#### (動産質権の実行)

#### (動産質権の順位)

その質権の順位は、設定の前後による。第三百五十五条「同一の動産について数個の質権が設定されたときは、

#### 第三節 不動産質

## (不動産質権者による使用及び収益)

従い、その使用及び収益をすることができる。
第三百五十六条 不動産質権者は、質権の目的である不動産の用法に

## (不動産質権者による管理の費用等の負担)

に関する負担を負う。 第三百五十七条 不動産質権者は、管理の費用を支払い、その他不動産

## (不動産質権者による利息の請求の禁止)

できない。 **第三百五十八条** 不動産質権者は、その債権の利息を請求することが

## (設定行為に別段の定めがある場合等)

担保不動産収益執行をいう。以下同じ。)の開始があったときは、適又は担保不動産収益執行(民事執行法第百八十条第二号に規定する第三百五十九条(前三条の規定は、設定行為に別段の定めがあるとき、

用しない。

### (不動産質権の存続期間)

は、十年とする。(いっ)のでは、十年とする。(いっ)のでは、から、これより長い期間を定めたときであっても、その期間第三百六十条(不動産質権の存続期間は、十年を超えることができな

間は、更新の時から十年を超えることができない。2 不動産質権の設定は、更新することができる。ただし、その存続期

### (抵当権の規定の準用)

その性質に反しない限り、次章(抵当権)の規定を準用する。第三百六十一条 不動産質権については、この節に定めるもののほか、

#### 第四節 権利質

#### (権利質の目的等)

しない限り、前三節(総則、動産質及び不動産質)の規定を準用する。2 前項の質権については、この節に定めるもののほか、その性質に反第三百六十二条 質権は、財産権をその目的とすることができる。

### 第三百六十三条 削除

## (債権を目的とする質権の対抗要件)

### 第三百六十五条 削除

## (質権者による債権の取立て等)

ることができる。 第三百六十六条 質権者は、質権の目的である債権を直接に取り立て

- する部分に限り、これを取り立てることができる。
  2 債権の目的物が金銭であるときは、質権者は、自己の債権額に対応
- できる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。質権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることが3 前項の債権の弁済期が質権者の債権の弁済期前に到来したときは、
- について質権を有する。 4 債権の目的物が金銭でないときは、質権者は、弁済として受けた物

## 第三百六十七条及び第三百六十八条 削除

#### 第十章 抵当権

#### 第一節 総則

#### (抵当権の内容)

- の債権の弁済を受ける権利を有する。
  で債務の担保に供した不動産について、他の債権者に先立って自己第三百六十九条 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移転しない
- 合においては、この章の規定を準用する。2 地上権及び永小作権も、抵当権の目的とすることができる。この場

### (抵当権の効力の及ぶ範囲)

- をすることができる場合は、この限りでない。 の行為について第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求の行為について第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求ある不動産(以下「抵当不動産」という。)に付加して一体となって第三百七十条 抵当権は、抵当地の上に存する建物を除き、その目的で
- たときは、その後に生じた抵当不動産の果実に及ぶ。 第三百七十一条 抵当権は、その担保する債権について不履行があっ

### (留置権等の規定の準用)

第三百七十二条 第二百九十六条、第三百四条及び第三百五十一条の

規定は、抵当権について準用する。

### 第二節 抵当権の効力

#### (抵当権の順位)

きは、その抵当権の順位は、登記の前後による。 第三百七十三条 同一の不動産について数個の抵当権が設定されたと

### (抵当権の順位の変更)

- 諾を得なければならない。
  ることができる。ただし、利害関係を有する者があるときは、その承第三百七十四条 抵当権の順位は、各抵当権者の合意によって変更す
- を生じない。
  2 前項の規定による順位の変更は、その登記をしなければ、その効力

## (抵当権の被担保債権の範囲)

- 行使することを妨げない。

  一行使することを妨げない。

  一方であることができる。ただし、それ以前の定期金についても、
  のでであることができる。ただし、それ以前の定期金についても、
  のがあるときは、その満期となった最後の二年分についてのみ、その抵
- ことができない。も適用する。ただし、利息その他の定期金と通算して二年分を超える償を請求する権利を有する場合におけるその最後の二年分について2.前項の規定は、抵当権者が債務の不履行によって生じた損害の賠

#### (抵当権の処分)

- はその順位を譲渡し、若しくは放棄することができる。同一の債務者に対する他の債権者の利益のためにその抵当権若しく第三百七十六条抵当権者は、その抵当権を他の債権の担保とし、又は
- 2 前項の場合において、抵当権者が数人のためにその抵当権の処分

登記にした付記の前後による。をしたときは、その処分の利益を受ける者の権利の順位は、抵当権の

### (抵当権の処分の対抗要件)

- これらの者の承継人に対抗することができない。 しなければ、これをもって主たる債務者、保証人、抵当権設定者及びる債務者に抵当権の処分を通知し、又は主たる債務者がこれを承諾第三百七十七条 前条の場合には、第四百六十七条の規定に従い、主た
- その受益者に対抗することができない。きは、抵当権の処分の利益を受ける者の承諾を得ないでした弁済は、2 主たる債務者が前項の規定により通知を受け、又は承諾をしたと

#### (代価弁済)

したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。 第三者が、抵当権者の請求に応じてその抵当権者にその代価を弁済第三百七十八条 抵当不動産について所有権又は地上権を買い受けた

#### (抵当権消滅請求)

- るところにより、抵当権消滅請求をすることができる。
  第三百七十九条 抵当不動産の第三取得者は、第三百八十三条の定め
- 権消滅請求をすることができない。第三百八十条 主たる債務者、保証人及びこれらの者の承継人は、抵当
- (抵当権消滅請求の時期)件の成否が未定である間は、抵当権消滅請求をすることができない。第三百八十一条 抵当不動産の停止条件付第三取得者は、その停止条

### (抵当権消滅請求の手続)

ばならない。
ときは、登記をした各債権者に対し、次に掲げる書面を送付しなけれま三百八十三条 抵当不動産の第三取得者は、抵当権消滅請求をする

- た書面に抵当不動産の性質、所在及び代価その他取得者の負担を記載しに抵当不動産の性質、所在及び代価その他取得者の氏名及び住所並び一 取得の原因及び年月日、譲渡人及び取得者の氏名及び住所並び
- 項のすべてを証明したものに限る。) 出当不動産に関する登記事項証明書(現に効力を有する登記事
- 記載した書面 に指定した金額を債権の順位に従って弁済し又は供託すべき旨をときは、抵当不動産の第三取得者が第一号に規定する代価又は特三 債権者が二箇月以内に抵当権を実行して競売の申立てをしない

### (債権者のみなし承諾)

たものとみなす。 書面に記載したところにより提供した同号の代価又は金額を承諾しを受けた債権者は、抵当不動産の第三取得者が同条第三号に掲げる第三百八十四条 次に掲げる場合には、前条各号に掲げる書面の送付

- 内に抵当権を実行して競売の申立てをしないとき。一(その債権者が前条各号に掲げる書面の送付を受けた後二箇月以
- 二 その債権者が前号の申立てを取り下げたとき。
- 三 第一号の申立てを却下する旨の決定が確定したとき。

### (競売の申立ての通知)

及び抵当不動産の譲渡人にその旨を通知しなければならない。権者は、前条第一号の申立てをするときは、同号の期間内に、債務者第三百八十五条第三百八十三条各号に掲げる書面の送付を受けた債

### (抵当権消滅請求の効果)

当権は、消滅する。がその承諾を得た代価又は金額を払い渡し又は供託したときは、抵者の提供した代価又は金額を承諾し、かつ、抵当不動産の第三取得者第三百八十六条登記をしたすべての債権者が抵当不動産の第三取得

# (抵当権者の同意の登記がある場合の賃貸借の対抗力)

- は、その同意をした抵当権者に対抗することができる。権を有するすべての者が同意をし、かつ、その同意の登記があるとき第三百八十七条 登記をした賃貸借は、その登記前に登記をした抵当
- 承諾を得なければならない。 を有する者その他抵当権者の同意によって不利益を受けるべき者の2 抵当権者が前項の同意をするには、その抵当権を目的とする権利

#### (法定地上権)

請求により、裁判所が定める。権が設定されたものとみなす。この場合において、地代は、当事者の行により所有者を異にするに至ったときは、その建物について、地上う場合において、その土地又は建物につき抵当権が設定され、その実第三百八十八条 土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属す

### (抵当地の上の建物の競売)

その優先権は、土地の代価についてのみ行使することができる。抵当権者は、土地とともにその建物を競売することができる。ただし、第三百八十九条 抵当権の設定後に抵当地に建物が築造されたときは、

、**に有いりには入事者にようであた**) 当権者に対抗することができる権利を有する場合には、適用しない。 2 前項の規定は、その建物の所有者が抵当地を占有するについて抵

## (抵当不動産の第三取得者による買受け)

**第三百九十条** 抵当不動産の第三取得者は、その競売において買受人

# (抵当不動産の第三取得者による費用の償還請求

きる。 不動産の代価から、他の債権者より先にその償還を受けることがで不動産の代価から、他の債権者より先にその償還を受けることがで要費又は有益費を支出したときは、第百九十六条の区別に従い、抵当事主百九十一条 抵当不動産の第三取得者は、抵当不動産について必

## (共同抵当における代価の配当)

- は、その各不動産の価額に応じて、その債権の負担を按分する。き抵当権を有する場合において、同時にその代価を配当すべきとき第三百九十二条 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産につ
- として、その抵当権者に代位して抵当権を行使することができる。項の規定に従い他の不動産の代価から弁済を受けるべき金額を限度場合において、次順位の抵当権者は、その弁済を受ける正とができる。この権者は、その代価から債権の全部の弁済を受けることができる。この 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産につき抵当権を有

## (共同抵当における代位の付記登記)

(抵当不動産以外の財産からの弁済) 行使する者は、その抵当権の登記にその代位を付記することができる。 第三百九十三条 前条第二項後段の規定により代位によって抵当権を

# 第三百九十四条 抵当権者は、抵当不動産の代価から弁済を受けない

債権の部分についてのみ、

他の財産から弁済を受けることができる。

当すべき金額の供託を請求することができる。 抵当権者に同項の規定による弁済を受けさせるため、抵当権者に配当すべき場合には、適用しない。この場合において、他の各債権者は、2 前項の規定は、抵当不動産の代価に先立って他の財産の代価を配

## (抵当建物使用者の引渡しの猶予)

建物を買受人に引き渡すことを要しない。 売における買受人の買受けの時から六箇月を経過するまでは、そのもの(次項において「抵当建物使用者」という。)は、その建物の競当権の目的である建物の使用又は収益をする者であって次に掲げる第三百九十五条 抵当権者に対抗することができない賃貸借により抵

- 一 競売手続の開始前から使用又は収益をする者
- にした賃貸借により使用又は収益をする者 一 強制管理又は担保不動産収益執行の管理人が競売手続の開始後
- に履行がない場合には、適用しない。間を定めてその一箇月分以上の支払の催告をし、その相当の期間内したことの対価について、買受人が抵当建物使用者に対し相当の期2 前項の規定は、買受人の買受けの時より後に同項の建物の使用を

### 第三節 抵当権の消滅

### 抵当権の消滅時効)

担保する債権と同時でなければ、時効によって消滅しない。第三百九十六条 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その

# (抵当不動産の時効取得による抵当権の消滅)

これによって消滅する。(いて取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、抵当権は、第三百九十七条(債務者又は抵当権設定者でない者が抵当不動産につ

## (抵当権の目的である地上権等の放棄)

抗することができない。
又は永小作人は、その権利を放棄しても、これをもって抵当権者に対第三百九十八条 地上権又は永小作権を抵当権の目的とした地上権者

#### 第四節 根抵当

#### (根抵当権)

- にも設定することができる。 の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するため第三百九十八条の二 抵当権は、設定行為で定めるところにより、一定
- のに限定して、定めなければならない。
  て生ずるものその他債務者との一定の種類の取引によって生ずるもき不特定の債権の範囲は、債務者との特定の継続的取引契約によって、前項の規定による抵当権(以下「根抵当権」という。)の担保すべ
- 当権の担保すべき債権とすることができる。 次条第二項において同じ。) は、前項の規定にかかわらず、根抵成十九年法律第百二号) 第二条第一項に規定する電子記録債権をい上若しくは小切手上の請求権又は電子記録債権(電子記録債権法(平3) 特定の原因に基づいて債務者との間に継続して生ずる債権、手形

## (根抵当権の被担保債権の範囲)

- て、極度額を限度として、その根抵当権を行使することができる。の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部につい第三百九十八条の三 根抵当権者は、確定した元本並びに利息その他
- 取得したものであっても、その事由を知らないで取得したものについてのみ、その根抵当権を行使することができる。ただし、その後において、次に掲げる事由があったときは、その前に取得したものにつ請求権又は電子記録債権を根抵当権の担保すべき債権とした場合に2 債務者との取引によらないで取得する手形上若しくは小切手上の

いては、これを行使することを妨げない。

- 一 債務者の支払の停止
- は特別清算開始の申立て 一 債務者についての破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又
- (根抵当権の被担保債権の範囲及び債務者の変更) 三 抵当不動産に対する競売の申立て又は滞納処分による差押え

- を得ることを要しない。
  2 前項の変更をするには、後順位の抵当権者その他の第三者の承諾
- その変更をしなかったものとみなす。
  3 第一項の変更について元本の確定前に登記をしなかったときは、

(根抵当権の極度額の変更)

者の承諾を得なければ、することができない。 第三百九十八条の五 根抵当権の極度額の変更は、利害関係を有する

## (根抵当権の元本確定期日の定め)

定すべき期日を定め又は変更することができる。 第三百九十八条の六 根抵当権の担保すべき元本については、その確

- 2 第三百九十八条の四第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- ればならない。 
  3 第一項の期日は、これを定め又は変更した日から五年以内でなけ
- なかったときは、担保すべき元本は、その変更前の期日に確定する。4 第一項の期日の変更についてその変更前の期日より前に登記をし

## (根抵当権の被担保債権の譲渡等)

第三百九十八条の七 元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した

様とする。 確定前に債務者のために又は債務者に代わって弁済をした者も、同者は、その債権について根抵当権を行使することができない。元本の

- 人の債務について、その根抵当権を行使することができない。 2 元本の確定前に債務の引受けがあったときは、根抵当権者は、引受
- が負担する債務に移すことができない。第四百七十二条の四第一項の規定にかかわらず、根抵当権を引受人3.元本の確定前に免責的債務引受があった場合における債権者は、
- 替による更改があった場合における債権者も、同様とする。を更改後の債務に移すことができない。元本の確定前に債務者の交改前の債権者は、第五百十八条第一項の規定にかかわらず、根抵当権4 元本の確定前に債権者の交替による更改があった場合における更

## (根抵当権者又は債務者の相続)

得する債権を担保する。と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に取したときは、根抵当権は、相続開始の時に存する債権のほか、相続人第三百九十八条の八 元本の確定前に根抵当権者について相続が開始

- 担保する。
  定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に負担する債務を定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に負担する債務を当権は、相続開始の時に存する債務のほか、根抵当権者と根抵当権設2 元本の確定前にその債務者について相続が開始したときは、根抵
- ついて準用する。
  3 第三百九十八条の四第二項の規定は、前二項の合意をする場合に
- みなす。をしないときは、担保すべき元本は、相続開始の時に確定したものと4.第一項及び第二項の合意について相続の開始後六箇月以内に登記

## (根抵当権者又は債務者の合併)

- 担保する。
   担保する。
   ときは、根抵当権は、合併の時に存する債権のほか、合併後存続すたときは、根抵当権は、合併の時に存する債権のほか、合併後存続す第三百九十八条の九 元本の確定前に根抵当権者について合併があっ
- よって設立された法人が合併後に負担する債務を担保する。権は、合併の時に存する債務のほか、合併後存続する法人又は合併に2 元本の確定前にその債務者について合併があったときは、根抵当
- 抵当権設定者であるときは、この限りでない。
  求することができる。ただし、前項の場合において、その債務者が根
  3 前二項の場合には、根抵当権設定者は、担保すべき元本の確定を請
- 時に確定したものとみなす。
  4 前項の規定による請求があったときは、担保すべき元本は、合併の
- の日から一箇月を経過したときも、同様とする。を知った日から二週間を経過したときは、することができない。合併5 第三項の規定による請求は、根抵当権設定者が合併のあったこと

## (根抵当権者又は債務者の会社分割)

- から承継した会社が分割後に取得する債権を担保する。 会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした、 する分割があったときは、根抵当権は、分割の時に存する債権のほか、第三百九十八条の十 元本の確定前に根抵当権者を分割をする会社と
- に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業ときは、根抵当権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社2 元本の確定前にその債務者を分割をする会社とする分割があった

社が分割後に負担する債務を担保する。

する。 するの場でであれては、前二項の場合について準用3 前条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用

#### (根抵当権の処分)

- 2 第三百七十七条第二頁の見定は、前頁にどし書の場合におってにい。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。 百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができな第三百九十八条の十一 元本の確定前においては、根抵当権者は、第三
- 本の確定前にした弁済については、適用しない。2 第三百七十七条第二項の規定は、前項ただし書の場合において元

#### (根抵当権の譲渡)

- 当権設定者の承諾を得て、その根抵当権を譲り渡すことができる。第三百九十八条の十二 元本の確定前においては、根抵当権者は、根抵
- の根抵当権を目的とする権利は、譲り渡した根抵当権について消滅の根抵当権を目的とする権利は、譲り渡した根抵当権について消滅方を前項の規定により譲り渡すことができる。この場合において、その 根抵当権者は、その根抵当権を二個の根抵当権に分割して、その一
- 利を有する者の承諾を得なければならない。 3 前項の規定による譲渡をするには、その根抵当権を目的とする権

### (根抵当権の一部譲渡)

う。以下この節において同じ。)をすることができる。と根抵当権を共有するため、これを分割しないで譲り渡すことをい当権設定者の承諾を得て、その根抵当権の一部譲渡(譲渡人が譲受人第三百九十八条の十三 元本の確定前においては、根抵当権者は、根抵

#### (根抵当権の共有)

割合に応じて弁済を受ける。ただし、元本の確定前に、これと異なる第三百九十八条の十四 根抵当権の共有者は、それぞれその債権額の

を定めたときは、その定めに従う。割合を定め、又はある者が他の者に先立って弁済を受けるべきこと

十二第一項の規定によりその権利を譲り渡すことができる。2 根抵当権の共有者は、他の共有者の同意を得て、第三百九十八条の

# (抵当権の順位の譲渡又は放棄と根抵当権の譲渡又は一部譲渡)

その順位の譲渡又は放棄の利益を受ける。権者が、その根抵当権の譲渡又は一部譲渡をしたときは、譲受人は、第三百九十八条の十五 抵当権の順位の譲渡又は放棄を受けた根抵当

#### (共同根抵当)

### (共同根抵当の変更等)

て登記をしなければ、その効力を生じない。一部譲渡は、その根抵当権が設定されているすべての不動産についき債権の範囲、債務者若しくは極度額の変更又はその譲渡若しくは第三百九十八条の十七 前条の登記がされている根抵当権の担保すべ

産についてのみ確定すべき事由が生じた場合においても、確定する。2 前条の登記がされている根抵当権の担保すべき元本は、一個の不動

#### 累積根抵当)

度額に至るまで優先権を行使することができる。 第三百九十八条の十六の場合を除き、各不動産の代価について、各極第三百九十八条の十八 数個の不動産につき根抵当権を有する者は、

## (根抵当権の元本の確定請求)

第三百九十八条の十九 根抵当権設定者は、根抵当権の設定の時から

間を経過することによって確定する。きる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時から二週三年を経過したときは、担保すべき元本の確定を請求することがで

する。できる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時に確定2 根抵当権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することが

ときは、適用しない。 
3 前二項の規定は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがある

## (根抵当権の元本の確定事由)

元本は、確定する。 第三百九十八条の二十 次に掲げる場合には、根抵当権の担保すべき

収益執行手続の開始又は差押えがあったときに限る。

る差押えを申し立てたとき。ただし、競売手続若しくは担保不動産執行又は第三百七十二条において準用する第三百四条の規定によー 根抵当権者が抵当不動産について競売若しくは担保不動産収益

一 根抵当権者が抵当不動産に対して滞納処分による差押えをした

## (根抵当権の極度額の減額請求)

を加えた額に減額することを請求することができる。 ずべき利息その他の定期金及び債務の不履行による損害賠償の額とは、その根抵当権の極度額を、現に存する債務の額と以後二年間に生第三百九十八条の二十一 元本の確定後においては、根抵当権設定者

ついてすれば足りる。額については、前項の規定による請求は、そのうちの一個の不動産にの第三百九十八条の十六の登記がされている根抵当権の極度額の減

### (根抵当権の消滅請求)

第三百九十八条の二十二 元本の確定後において現に存する債務の額第三百九十八条の二十二 元本の確定後において現に存する債務の額第三百九十八条の二十二 元本の確定後において現に存する債務の額

- 動産について前項の消滅請求があったときは、消滅する。2 第三百九十八条の十六の登記がされている根抵当権は、一個の不
- ついて準用する。
  3 第三百八十条及び第三百八十一条の規定は、第一項の消滅請求に

#### 第三編 債権

#### 第一章 総 則

### 第一節 債権の目的

#### (債権の目的)

ても、その目的とすることができる。 第三百九十九条 債権は、金銭に見積もることができないものであっ

## (特定物の引渡しの場合の注意義務)

#### (種類債権)

ないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければなら 行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができ 第四百一条 債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律

は、以後その物を債権の目的物とする。 完了し、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したとき2 前項の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を

#### (金銭債権)

通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。 従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の第四百二条 債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に

- 失っているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。2 債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期に強制通用の効力を
- いて準用する。
  3 前二項の規定は、外国の通貨の給付を債権の目的とした場合につ

における為替相場により、日本の通貨で弁済をすることができる。第四百三条 外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地

#### (法定利率)

2 法定利率は、年三パーセントとする。 その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。 第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、

- とする。
  より、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するもの
  3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところに
- とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 と直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合合 (その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨ら、 における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割あった期のうち直近のもの (以下この項において「直近変動期」といる。 とする。
- お頭に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、
   前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、

### (利息の元本への組入れ)

これを元本に組み入れることができる。が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、第四百五条 利息の支払が一年分以上延滞した場合において、債権者

## (選択債権における選択権の帰属)

きは、その選択権は、債務者に属する。 第四百六条 債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まると

#### (選択権の行使)

2 前項の意思表示は、相手方の承諾を得なければ、撤回することがで

#### (選択権の移転)

択をしないときは、その選択権は、相手方に移転する。 間を定めて催告をしても、選択権を有する当事者がその期間内に選第四百八条 債権が弁済期にある場合において、相手方から相当の期

#### (第三者の選択権)

債務者に対する意思表示によってする。 第四百九条 第三者が選択をすべき場合には、その選択は、債権者又は

又は選択をする意思を有しないときは、選択権は、債務者に移転する。前項に規定する場合において、第三者が選択をすることができず、

2

## (不能による選択債権の特定)

債権は、その残存するものについて存在する。 いて、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、 第四百十条 債権の目的である給付の中に不能のものがある場合にお

#### (選択の効力)

ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。 第四百十一条 選択は、債権の発生の時にさかのぼってその効力を生

### 第二節 債権の効力

## 第一款 債務不履行の責任等

### (履行期と履行遅滞)

その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。 第四百十二条 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、

を知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したこと2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限

3 請求を受けた時から遅滞の責任を負う。 債務の履行について期限を定めなかったときは、 債務者は、 履行の

第四百十二条の二 履行を請求することができない 引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取

2 とは、 害の賠償を請求することを妨げない。 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったこ 第四百十五条の規定によりその履行の不能によって生じた損

第四百十三条 ことができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しで あるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするま で、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、その物を保存すれ 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受ける

2 ないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は 債権者の負担とする。 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができ

# (履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由

第四百十三条の二 債務者がその債務について遅滞の責任を負ってい 債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、 る間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその に帰すべき事由によるものとみなす。 債務者の責め

2 ない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責め に帰することができない事由によってその債務の履行が不能となっ 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができ

> たときは、その履行の不能は、 のとみなす。 債権者の責めに帰すべき事由によるも

#### (履行の強制

第四百十四条 この限りでない。 請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは 強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に 民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、 直接

前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

2

## (債務不履行による損害賠償)

第四百十五条 りでない。 責めに帰することができない事由によるものであるときは、 その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の 害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約 は債務の履行が不能であるときは、 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又 債権者は、これによって生じた損 この限

2 求をすることができる。 て、 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合におい 債権者は、次に掲げるときは、 債務の履行に代わる損害賠償の請

債務の履行が不能であるとき。

解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

#### (損害賠償の範囲)

第四百十六条 て通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによっ

予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することがで2年別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を

#### (損害賠償の方法

てその額を定める。 第四百十七条 損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもっ

#### (中間利息の控除)

る法定利率により、これをする。 当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点におけの額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相第四百十七条の二 将来において取得すべき利益についての損害賠償

ときも、前項と同様とする。合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除する2.将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場

#### (過失相殺)

損害賠償の責任及びその額を定める。に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、第四百十八条債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大

#### (金銭債務の特則)

2、前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要

3 第一項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁と

することができない。

#### (賠償額の予定)

2 賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない。

違約金は、賠償額の予定と推定する。

3

償に充てるべき旨を予定した場合について準用する。
第四百二十一条
前条の規定は、当事者が金銭でないものを損害の賠

### (損害賠償による代位)

又は権利の価額の全部の支払を受けたときは、債務者は、その物又は第四百二十二条 債権者が、損害賠償として、その債権の目的である物

#### (代償請求権)

権利について当然に債権者に代位する。

対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる。たときは、債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に同一の原因により債務の目的物の代償である権利又は利益を取得し第四百二十二条の二 債務者が、その債務の履行が不能となったのと

### 第二款 債権者代位権

### (債権者代位権の要件)

ることができない。ただし、保存行為は、この限りでない。2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使す

3 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないも

のであるときは、被代位権利を行使することができない。

#### (代位行使の範囲)

いてのみ、被代位権利を行使することができる。 被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度にお第四百二十三条の二 債権者は、被代位権利を行使する場合において、

## (債権者への支払又は引渡し)

#### (相手方の抗弁)

抗することができる。 は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対 第四百二十三条の四 債権者が被代位権利を行使したときは、相手方

## (債務者の取立てその他の処分の権限等)

て、債務者に対して履行をすることを妨げられない。を妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利につい債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすること第四百二十三条の五 債権者が被代位権利を行使した場合であっても、

# 、被代位権利の行使に係る訴えを提起した場合の訴訟告知)

たときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。 第四百二十三条の六 債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起し

# (登記又は登録の請求権を保全するための債権者代位権)

第四百二十三条の七 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更

る。この場合においては、前三条の規定を準用する。請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができ渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことをを第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲

### 第三款 詐害行為取消権

## 第一目 詐害行為取消権の要件

### (詐害行為取消請求)

- て生じたものである場合に限り、同項の規定による請求(以下「詐害3 債権者は、その債権が第一項に規定する行為の前の原因に基づい2 前項の規定は、財産権を目的としない行為については、適用しない。
- 4 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないも行為取消請求」という。) をすることができる。

# (相当の対価を得てした財産の処分行為の特則)

のであるときは、詐害行為取消請求をすることができない。

ついて、詐害行為取消請求をすることができる。 者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、その行為にた場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権第四百二十四条の二 債務者が、その有する財産を処分する行為をし

債権者を害することとなる処分(以下この条において「隠匿等の処産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の一、その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財

分」という。)をするおそれを現に生じさせるものであること。

- 産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。 一 債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財
- 有していたことを知っていたこと。 三 受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を

# .特定の債権者に対する担保の供与等の特則)

きる。 いずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることがで 又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件の 第四百二十四条の三 債務者がした既存の債務についての担保の供与

- の時に行われたものであること。 弁済することができない状態をいう。次項第一号において同じ。)に、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に一 その行為が、債務者が支払不能(債務者が、支払能力を欠くため
- 意図をもって行われたものであること。 一 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する
- の行為について、詐害行為取消請求をすることができる。いずれにも該当するときは、債権者は、同項の規定にかかわらず、そ務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件の2 前項に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債
- ものであること。
  一 その行為が、債務者が支払不能になる前三十日以内に行われた
- 意図をもって行われたものであること。 これの行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する

### (過大な代物弁済等の特則)

第四百二十四条の四 債務者がした債務の消滅に関する行為であって、

求をすることができる。 た債務の額に相当する部分以外の部分については、詐害行為取消請するときは、債権者は、前条第一項の規定にかかわらず、その消滅しり過大であるものについて、第四百二十四条に規定する要件に該当受益者の受けた給付の価額がその行為によって消滅した債務の額よ

## (転得者に対する詐害行為取消請求)

ことができる。 
定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をする者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号にすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した第四百二十四条の五 債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求を

- 債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、一 その転得者が他の転得者から転得した者である場合 その転得

## 第二目 詐害行為取消権の行使の方法等

## (財産の返還又は価額の償還の請求)

を請求することができる。 産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財おいて、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益第四百二十四条の六 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求に

た行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求する2 債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がし

きは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。ことができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であると

### (被告及び訴訟告知)

- 一 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え 受益者
- 消請求の相手方である転得者 二 転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え その詐害行為取
- く、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。2 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞な

### (詐害行為の取消しの範囲)

限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。て、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の第四百二十四条の八 債権者は、詐害行為取消請求をする場合におい

より価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。2 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定に

## (債権者への支払又は引渡し)

第四百二十四条の九 債権者は、第四百二十四条の六第一項前段又は別渡しをすることを要しない。

も、前項と同様とする。
より受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合について
2 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定に

## 第三目 詐害行為取消権の行使の効果

## (認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

びその全ての債権者に対してもその効力を有する。第四百二十五条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及

# (債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利)

## (受益者の債権の回復)

って原状に復する。 の価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによ除く。) において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はそられた場合(第四百二十四条の四の規定により取り消された場合を第四百二十五条の三 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消

## (詐害行為取消請求を受けた転得者の権利)

**第四百二十五条の四** 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取第四百二十五条の四 債務者がした行為の転得者は、次の各号に掲げまでによって取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げ第四百二十五条の四 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取

- 付の返還請求権又はその価額の償還請求権すれば同条の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたと第四百二十五条の二に規定する行為が取り消された場合 その
- により回復すべき受益者の債務者に対する債権する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば前条の規定の規定により取り消された場合を除く。) その行為が受益者に対二 前条に規定する行為が取り消された場合 (第四百二十四条の四

## 第四目 詐害行為取消権の期間の制限

したときも、同様とする。 経過したときは、提起することができない。行為の時から十年を経過害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から二年を第四百二十六条 詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を

## 第三節 多数当事者の債権及び債務

#### 第一款 総則

### 分割債権及び分割債務

割合で権利を有し、又は義務を負う。の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい第四百二十七条 数人の債権者又は債務者がある場合において、別段

## 第二款 不可分債権及び不可分債務

#### (不可分債権)

場合において、数人の債権者があるときについて準用する。三十五条の規定を除く。)は、債権の目的がその性質上不可分である第四百二十八条 次款 (連帯債権) の規定 (第四百三十三条及び第四百

# (不可分債権者の一人との間の更改又は免除)

第四百二十九条 不可分債権者の一人と債務者との間に更改又は免除

なければならない。
者がその権利を失わなければ分与されるべき利益を債務者に償還し請求することができる。この場合においては、その一人の不可分債権があった場合においても、他の不可分債権者は、債務の全部の履行を

#### (不可分債務)

者があるときについて準用する。は、債務の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債務第四百三十条(第四款(連帯債務)の規定(第四百四十条の規定を除く。)

## (可分債権又は可分債務への変更)

ついてのみ履行の責任を負う。不可分債務が可分債務となったときは、各債務者はその負担部分に自己が権利を有する部分についてのみ履行を請求することができ、第四百三十一条不可分債権が可分債権となったときは、各債権者は

#### 第三款 連帯債権

## (連帯債権者による履行の請求等)

対して履行をすることができる。 
を請求することができ、債務者は、全ての債権者のために各債権者にするときは、各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債権を有第四百三十二条 債権の目的がその性質上可分である場合において、

## (連帯債権者の一人との間の更改又は免除)

## (連帯債権者の一人との間の相殺)

合において、その債務者が相殺を援用したときは、その相殺は、他の第四百三十四条 債務者が連帯債権者の一人に対して債権を有する場

## (連帯債権者の一人との間の混同)

連帯債権者に対しても、

その効力を生ずる。

きは、債務者は、弁済をしたものとみなす。 第四百三十五条 連帯債権者の一人と債務者との間に混同があったと

### (相対的効力の原則)

者に対する効力は、その意思に従う。 一人及び債務者が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債権連帯債権者に対してその効力を生じない。ただし、他の連帯債権者の除き、連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の第四百三十五条の二 第四百三十二条から前条までに規定する場合を

#### 第四款 連帯債務

## (連帯債務者に対する履行の請求)

求することができる。第四百三十六条 債務の目的がその性質上可分である場合において、第四百三十六条 債務の目的がその性質上可分である場合において、

# (連帯債務者の一人についての法律行為の無効等)

よゝ。 しの原因があっても、他の連帯債務者の債務は、その効力を妨げられ 第四百三十七条 連帯債務者の一人について法律行為の無効又は取消

## (連帯債務者の一人との間の更改)

きは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。 第四百三十八条 連帯債務者の一人と債権者との間に更改があったと

## (連帯債務者の一人による相殺等)

の連帯債務者の利益のために消滅する。合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全て第四百三十九条 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場

して債務の履行を拒むことができる。帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対2前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連

## (連帯債務者の一人との間の混同)

は、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなす。第四百四十条 連帯債務者の一人と債権者との間に混同があったとき

### (相対的効力の原則)

者に対する効力は、その意思に従う。帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の第四百四十一条 第四百三十八条、第四百三十九条第一項及び前条に

### (連帯債務者間の求償権)

第四百四十二条 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産を第四百四十二条 連帯債務者の一人が弁済をし、その免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た

する。 利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含2 前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定

## (通知を怠った連帯債務者の求償の制限)

第四百四十三条 他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務第四百四十三条 他の連帯債務者に対抗したときは、その連帯債務者に対抗することができる事由を有して、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有して、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有して、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有しては、債権者に対しないでもの免責を得を得ることができる事由を有してが、債権者に対しないでもる。

おったものとみなすことができる。おったものとみなすことができる。お、他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者があることを知りながらその免責を得たことを消失し、その他自己の財産をもって共同の免責を得た正とあったものとみなすことができる。

# (償還をする資力のない者の負担部分の分担)

ある者の間で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。 きは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力の第四百四十四条 連帯債務者の中に償還をする資力のない者があると

- 分割して負担する。 できない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、等しい割合でずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることが2 前項に規定する場合において、求償者及び他の資力のある者がい
- ついて求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を3 前二項の規定にかかわらず、償還を受けることができないことに

請求することができない。

# (連帯債務者の一人との間の免除等と求償権)

求償権を行使することができる。 帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、第四百四十二条第一項の連帯債務者の一人のために時効が完成した場合においても、他の連第四百四十五条 連帯債務者の一人に対して債務の免除がされ、又は

#### 第五款 保証債務

#### 第一目 総則

#### (保証人の責任等)

第四百四十六条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないと

きに、その履行をする責任を負う。

2

保証契約は、

書面でしなければ、その効力を生じない。

適用する。
その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、

#### (保証債務の範囲)

賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する。 第四百四十七条 保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害

約定することができる。
2 保証人は、その保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を

# (保証人の負担と主たる債務の目的又は態様)

債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。 第四百四十八条 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる

であっても、保証人の負担は加重されない。
2 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたとき

## (取り消すことができる債務の保証)

#### (保証人の要件)

証人は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。 第四百五十条 債務者が保証人を立てる義務を負う場合には、その保

- 一 行為能力者であること。
- 一 弁済をする資力を有すること。
- を請求することができる。は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えること2.保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者
- (他の担保の供与)
  3 前二項の規定は、債権者が保証人を指名した場合には、適用しない。

えることができる。 保証人を立てることができないときは、他の担保を供してこれに代第四百五十一条 債務者は、前条第一項各号に掲げる要件を具備する

#### (催告の抗弁)

その行方が知れないときは、この限りでない。
る。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又は証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができ第四百五十二条 債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保

#### (検索の抗弁)

た後であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、か第四百五十三条 債権者が前条の規定に従い主たる債務者に催告をし

債務者の財産について執行をしなければならない。つ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず主たる

### (連帯保証の場合の特則)

ときは、前二条の権利を有しない。 第四百五十四条 保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担した

## (催告の抗弁及び検索の抗弁の効果)

## (数人の保証人がある場合)

規定を適用する。 別の行為により債務を負担したときであっても、第四百二十七条の第四百五十六条 数人の保証人がある場合には、それらの保証人が各

## (主たる債務者について生じた事由の効力)

2 保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債る時効の完成猶予及び更新は、保証人に対しても、その効力を生ずる。第四百五十七条 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由によ

権者に対抗することができる。

むことができる。
・・のというできる。
・・のときは、これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務をおいるときは、これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有す

## (連帯保証人について生じた事由の効力)

**第四百五十八条** 第四百三十八条、第四百三十九条第一項、第四百四十

担する保証人について生じた事由について準用する。条及び第四百四十一条の規定は、主たる債務者と連帯して債務を負

# (主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務)

# (主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務)

ない。 
の喪失を知った時から二箇月以内に、その旨を通知しなければならて、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益第四百五十八条の三 主たる債務者が期限の利益を有する場合におい

- ができない。 
  しても生ずべきものを除く。) に係る保証債務の履行を請求すること 
  現にするまでに生じた遅延損害金 (期限の利益を喪失しなかったと 
  に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を 
  2 前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、債権者は、保証人
- 3 前二項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。

(委託を受けた保証人の求償権

産の額(その財産の額がその債務の消滅行為によって消滅した主たて債務を消滅させる行為(以下「債務の消滅行為」という。)をしたのにおいて、主たる債務者に代わって弁済その他自己の財産をもっ第四百五十九条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場

- ^ 。 る債務の額を超える場合にあっては、その消滅した額) の求償権を有

(委託を受けた保証人が弁済期前に弁済等をした場合の求償権)第四百四十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

**第四百五十九条の二** 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をし 第四百五十九条の二 保証人が主たる債務者の資務者が付 の 日 は、 その保証人は、 主たる債務者に対し、 主たる債務者がその 当時 を主張すると きは、 その保証人は、 主たる債務者に対し、 主たる債務者がその 当時 を 主たる債務の 弁済期前に債務の 消滅行為を したと

- きなかった費用その他の損害の賠償を包含する。びその弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることがでえが項の規定による求償は、主たる債務の弁済期以後の法定利息及
- 使することができない。
  ・
  第一項の求償権は、主たる債務の弁済期以後でなければ、これを行

## (委託を受けた保証人の事前の求償権)

求償権を行使することができる。 合において、次に掲げるときは、主たる債務者に対して、あらかじめ、第四百六十条 保証人は、主たる債務者の委託を受けて保証をした場

- 破産財団の配当に加入しないとき。
  一 主たる債務者が破産手続開始の決定を受け、かつ、債権者がその
- る債務者に許与した期限は、保証人に対抗することができない。二 債務が弁済期にあるとき。ただし、保証契約の後に債権者が主た

# (主たる債務者が保証人に対して償還をする場合)

得させることを請求することができる。 債務者は、保証人に担保を供させ、又は保証人に対して自己に免責を還をする場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、主たる第四百六十一条 前条の規定により主たる債務者が保証人に対して償

ぎょう。 供し、又は保証人に免責を得させて、その償還の義務を免れることが2 前項に規定する場合において、主たる債務者は、供託をし、担保を

## (委託を受けない保証人の求償権)

いて準用する。 の委託を受けないで保証をした者が債務の消滅行為をした場合につ第四百六十二条 第四百五十九条の二第一項の規定は、主たる債務者

- 滅すべきであった債務の履行を請求することができる。 に利益を受けている限度においてのみ求償権を有する。この場合に犯益を受けている限度においてのみ求償権を有する。この場合に 主たる債務者の意思に反して保証をした者は、主たる債務者が現
- の行使について準用する。主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をした場合における求償権の第四百五十九条の二第三項の規定は、前二項に規定する保証人が

## (通知を怠った保証人の求償の制限等)

相殺をもってその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に由をもってその保証人に対抗することができる。この場合において、為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事のにおいて、 主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行第四百六十三条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場

ができる。対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求すること

- ができる。の保証人は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことの保証人は、その保証人が善意で債務の消滅行為をしたときは、そ主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人に通知すること2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、

# (連帯債務又は不可分債務の保証人の求償権)

### (共同保証人間の求償権)

第四百六十五条 第四百六十五条 第四百六十五条 第四百四十二条から第四百四十四条までの規定は、第四百六十五条 第四百四十二条から第四百四十四条までの規定は、

たときについて準用する。しない保証人の一人が全額又は自己の負担部分を超える額を弁済し2 第四百六十二条の規定は、前項に規定する場合を除き、互いに連帯

### 第二目 個人根保証契約

## (個人根保証契約の保証人の責任等)

- 力を生じない。
  2 個人根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効
- ける第一項に規定する極度額の定めについて準用する。3 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、個人根保証契約にお

## (個人貸金等根保証契約の元本確定期日)

第四百六十五条の三 個人根保証契約であってその主たる債務の範囲第四百六十五条の三 個人根保証契約であってその主たる債務の範囲のは、その効力を生じない。

締結の日から三年を経過する日とする。 を含む。)には、その元本確定期日は、その個人貸金等根保証契約の(前項の規定により元本確定期日の定めがその効力を生じない場合2 個人貸金等根保証契約において元本確定期日の定めがない場合

- 確定期日から五年以内の日となるときは、この限りでない。 の変更をする場合において、変更後の元本確定期日が変更前の元本する日より後の日となるときは、その元本確定期日の変更は、その効おいて、変更後の元本確定期日がその変更をした日から五年を経過おいて、変更後の元本確定期日がその変更をした日から五年を経過
- 除く。)について準用する。

  及び元本確定期日より前の日を変更後の元本確定期日とする変更を及び元本確定期日より前の日を変更後の元本確定期日とする旨の定め
  証契約の締結の日から三年以内の日を元本確定期日とする旨の定め
  約における元本確定期日の定め及びその変更(その個人貸金等根保

## (個人根保証契約の元本の確定事由)

についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。 一 債権者が、保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権ては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。主たる債務の元本は、確定する。ただし、第一号に掲げる場合にあっ第四百六十五条の四 次に掲げる場合には、個人根保証契約における

- 二 保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 三 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。
- ったときに限る。 
  げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始がある債務の元本は、次に掲げる場合にも確定する。ただし、第一号に掲2 前項に規定する場合のほか、個人貸金等根保証契約における主た
- る債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とす
- 二 主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

## (保証人が法人である根保証契約の求償権)

たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。
百六十五条の工第一項に規定する極度額の定めがないときは、その第四百六十五条の工第一項に規定する極度額の定めがないときは、その第四百六十五条の五 保証人が法人である根保証契約において、第四

- ないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に 三第一項若しくは第三項の規定を適用するとすればその効力を生じ 貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期日の定め 根保証契約も、 を生じない。 対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、 保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務 又は元本確定期日の定め若しくはその変更が第四百六十五 主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる 同様とする。 その効力 が  $\mathcal{O}$ ないと 範 囲
- 保証人が法人である場合には、適用しない。
  又は主たる債務の範囲に求償権に係る債務が含まれる根保証契約の3 前二項の規定は、求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約

# 第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則

## (公正証書の作成と保証の効力)

第四百六十五条の六 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務 第四百六十五条の六 事業のために負担した貸金等債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じ が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じ が保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金

に応じ、それぞれ当該イ又は口に定める事項を公証人に口授する保証人になろうとする者が、次のイ又は口に掲げる契約の区分

ے ع

か、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか その内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには び債務者、 又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額につい る場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどう 者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものであ その債務の全額について履行する意思 損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及び て履行する意思)を有していること。 保証契約 主たる債務の元本、 (ロに掲げるものを除く。) 主たる債務に関する利息、 (保証人になろうとする 主たる債務の債 違約金、 権者及

四第一 範囲、 は、 たかどうか、 ŧ うとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとする 従たる全てのものの全額について履行する意思(保証人になろ び主たる債務に関する利息、 確定すべき事由が生ずる時までに生ずべき主たる債務の元本及 びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときに 額について履行する意思) かどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全 のである場合には、 根保証契約 極度額の限度において元本確定期日又は第四百六十五条の 根保証契約における極度額、 項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の 主たる債務者がその債務を履行することができる 主たる債務の債権者及び債務者、 債権者が主たる債務者に対して催告をし を有していること。 違約金、 元本確定期日の定めの 損害賠償その他その債務に 主たる債務 元本を 有無及  $\mathcal{O}$ 

- 人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。 二 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証
- ることができる。 ことができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代え名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名する三 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署
- である旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。四 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従って作ったもの
- 適用しない。 3 前二項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、

## (保証に係る公正証書の方式の特則)

第四百六十五条の七 前条第一項の保証契約又は根保証契約の保証人 第四百六十五条の七 前条第一項の保証契約の区分に応じ、それぞれ当 前条第二項第一号イ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当 が は は に な る う と す る 者 が 口 が き け な い 者 で あ る 場 合 に は 、 公 証 人 の 前 で 、

- 者に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。規定する筆記した内容を通訳人の通訳により保証人になろうとするが耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第二項第二号に2 前条第一項の保証契約又は根保証契約の保証人になろうとする者
- その旨をその証書に付記しなければならない。 3 公証人は、前二項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、

# (公正証書の作成と求償権についての保証の効力)

第四百六十五条の八 第四百六十五条の六第一項及び第二項並びに前

2 前項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。 
る債務を主たる債務とする保証契約について準用する。主たる債務の 
保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務 
条の規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする

# (公正証書の作成と保証の効力に関する規定の適用除外)

用しない。

に掲げる者である保証契約については、適用しない。 第四百六十五条の九 前三条の規定は、保証人になろうとする者が次

- 一主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又は
- これらに準ずる者

主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者

- の過半数を有する者ない株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。)ない株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。)ることができる事項の全部につき議決権を行使することができイー主たる債務者の総株主の議決権(株主総会において決議をす
- を有する者する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数ロー主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有
- 有する者
  る場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を
  当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有す
  ・主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び
- ロ又はハに掲げる者に準ずる者ニー株式会社以外の法人が主たる債務者である場合におけるイ

じ。)と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に三 主たる債務者(法人であるものを除く。以下この号において同

従事している主たる債務者の配偶者

3

## (契約締結時の情報の提供義務)

- 一財産及び収支の状況
- 行状況 一年たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履
- のがあるときは、その旨及びその内容 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするも
- 文は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことが報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知りについて誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の求事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項と、主たる債務者が前項各号に掲げる事項に関して情報を提供せず、
- 3 前二項の規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しない。

### 第四節 債権の譲渡

#### (債権の譲渡性)

これを許さないときは、この限りでない。 第四百六十六条 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質が

2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(以下

渡は、その効力を妨げられない。「譲渡制限の意思表示」という。)をしたときであっても、債権の譲

- に対抗することができる。 
  人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者にり、可収定規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知
- (後を引え)ないでは、よりに関すている。 の期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。 定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、そ4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規

# (譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者の供託)

第四百六十六条の二 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の第四百六十六条の二 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の原行地(債務の履行地が債権者の現在の住所による債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当

- 人に供託の通知をしなければならない。
  2 前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受
- することができる。
  3 第一項の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求

っても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地のされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときであて対抗することができるものに限る。)は、譲渡制限の意思表示が額を譲り受けた者であって、その債権の譲渡を債務者その他の第三のいて破産手続開始の決定があったときは、譲受人(同項の債権の全第四百六十六条の三 前条第一項に規定する場合において、譲渡人に

及び第三項の規定を準用する。供託所に供託させることができる。この場合においては、同条第二項

# (譲渡制限の意思表示がされた債権の差押え)

適用しない。
思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、第四百六十六条の四 第四百六十六条第三項の規定は、譲渡制限の意

# (預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力)

らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知限の意思表示は、第四百六十六条第二項の規定にかかわらず、その譲いの意思表示は、第四百六十六条第二項の規定にかかわらず、その譲いのでは、第四百六十六条の五 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る

強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。2 前項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する

### (将来債権の譲渡性)

発生していることを要しない。 第四百六十六条の六 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に

3 前項に規定する場合において、譲渡人が次条の規定による通知を発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。2 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に

合にあっては、前条第一項)の規定を適用する。十六条第三項(譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第四百六備時」という。)までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人し、又は債務者が同条の規定による承諾をした時(以下「対抗要件具

### (債権の譲渡の対抗要件)

務者その他の第三者に対抗することができない。 は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債第四百六十七条 債権の譲渡(現に発生していない債権の譲渡を含む。)

債務者以外の第三者に対抗することができない。
2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、

## (債権の譲渡における債務者の抗弁)

じた事由をもって譲受人に対抗することができる。 第四百六十八条 債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生

を受けた時」とする。

な、「第四百六十六条の三の規定により同条の譲受人から供託の請求の相当の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条第四項は、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条第四項2 第四百六十六条第四項の場合における前項の規定の適用について

## (債権の譲渡における相殺権)

に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。 第四百六十九条 債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人

る。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得したあっても、その債権が次に掲げるものであるときは、前項と同様とす2 債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権で

ときは、この限りでない。

- 一 対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権
- 二 前号に掲げるもののほか、譲受人の取得した債権の発生原因で
- ある契約に基づいて生じた債権
- 譲受人から供託の請求を受けた時」とする。 要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条の三の規定により同条の六条第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六条の三の元は、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十3 第四百六十六条第四項の場合における前二項の規定の適用につい

### 第五節 債務の引受け

### 第一款 併存的債務引受

## 、併存的債務引受の要件及び効果)

が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する。 第四百七十条 併存的債務引受の引受人は、債務者と連帯して、債務者

- ることができる。 
  全 併存的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってす
- 引受人となる者に対して承諾をした時に、その効力を生ずる。することができる。この場合において、併存的債務引受は、債権者が3 併存的債務引受は、債務者と引受人となる者との契約によっても
- 契約に関する規定に従う。
  4 前項の規定によってする併存的債務引受は、第三者のためにする

## (併存的債務引受における引受人の抗弁等)

抗弁をもって債権者に対抗することができる。 務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた 第四百七十一条 引受人は、併存的債務引受により負担した自己の債

限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。人は、これらの権利の行使によって債務者がその債務を免れるべき2債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受

### 第二款 免責的債務引受

## (免責的債務引受の要件及び効果)

- (免責的債務引受における引受人の抗弁等) 3 免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が3 免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者がることができる。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債2 免責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってす
- きた抗弁をもって債権者に対抗することができる。 の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することがで第四百七十二条の二 引受人は、免責的債務引受により負担した自己
- 債務の履行を拒むことができる。 者がその債務を免れることができた限度において、債権者に対して人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の行使によって債務2 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受

## (免責的債務引受における引受人の求償権)

(権を取得しない。 第四百七十二条の三 免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求

## (免責的債務引受による担保の移転)

第四百七十二条の四 債権者は、第四百七十二条第一項の規定により

した場合には、その承諾を得なければならない。する債務に移すことができる。ただし、引受人以外の者がこれを設定債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担

- に対してする意思表示によってしなければならない。
  2 前項の規定による担保権の移転は、あらかじめ又は同時に引受人
- でしなければ、その効力を生じない。 4 前項の場合において、同項において準用する第一項の承諾は、書面
- 適用する。は、その承諾は、書面によってされたものとみなして、同項の規定をも、前項の承諾がその内容を記録した電磁的記録によってされたとき

### 第六節 債権の消滅

#### 第一款 弁済

#### 第一目 総則

#### (弁済)

その債権は、消滅する。 第四百七十三条 債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、

#### (第三者の弁済)

第四百七十四条 債務の弁済は、第三者もすることができる。

- に反することを債権者が知らなかったときは、この限りでない。者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、債務者の意思2 弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務
- 場合において、そのことを債権者が知っていたときは、この限りでなができない。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする3 前項に規定する第三者は、債権者の意思に反して弁済をすること

*۱* را

又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表すが三項の規定は、その債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、

## (弁済として引き渡した物の取戻し)

示をしたときは、適用しない。

取り戻すことができない。 きは、その弁済をした者は、更に有効な弁済をしなければ、その物を第四百七十五条 弁済をした者が弁済として他人の物を引き渡したと

(弁済として引き渡した物の消費又は譲渡がされた場合の弁済の効

力等)

弁済をした者に対して求償をすることを妨げない。
この場合において、債権者が第三者から賠償の請求を受けたときは、物を善意で消費し、又は譲り渡したときは、その弁済は、有効とする。
第四百七十六条 前条の場合において、債権者が弁済として受領した

# (預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済)

# (受領権者としての外観を有する者に対する弁済)

意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。ての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下第四百七十八条 受領権者 (債権者及び法令の規定又は当事者の意思

(受領権者以外の者に対する弁済)

弁済は、債権者がこれによって利益を受けた限度においてのみ、その第四百七十九条 前条の場合を除き、受領権者以外の者に対してした

### 第四百八十条 削除

効力を有する。

# (差押えを受けた債権の第三債務者の弁済)

に弁済をすべき旨を第三債務者に請求することができる。 弁済をしたときは、差押債権者は、その受けた損害の限度において更第四百八十一条 差押えを受けた債権の第三債務者が自己の債権者に

#### (代物弁済)

第四百八十二条 弁済をすることができる者(以下「弁済者」という。) 第四百八十二条 弁済をすることが、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えて他の給付をするが、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えて他の給付をする

### (特定物の現状による引渡し)

### (弁済の場所及び時間)

いて、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなけきは、特定物の引渡しは債権発生の時にその物が存在した場所にお第四百八十四条 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないと

ればならない。

内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができる。
2 法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引時間

#### (弁済の費用)

権者の負担とする。他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債の費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その第四百八十五条 弁済の費用について別段の意思表示がないときは、

### (受取証書の交付請求等)

に対して受取証書の交付を請求することができる。 第四百八十六条 弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者

(債権証書の返還請求)

第四百八十七条 債権に関する証書がある場合において、

弁済をした

きる。
者が全部の弁済をしたときは、その証書の返還を請求することがで

# (同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当)

すべき債務を指定することができる。 お付の時に、その弁済を充当が全ての債務を消滅させるのに足りないとき(次条第一項に規定すする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付第四百八十八条 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的と

領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定する2.弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受

を述べたときは、この限りでない。 ことができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議

- 3 表示によってする。 前二項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思
- 4 その弁済を充当する。 の規定による指定をしないときは、 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも第一項又は第二項 次の各号の定めるところに従い
- は、 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものとがあるとき 弁済期にあるものに先に充当する。
- 二 全ての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務 者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。
- 来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、 弁済期が先に到
- 兀 じて充当する。 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、 各債務の額に応

# (元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当)

第四百八十九条 債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利 債務を負担するときに限る。)において、弁済をする者がその債務の 息及び費用を支払うべき場合(債務者が数個の債務を負担する場合 全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費 にあっては、 利息及び元本に充当しなければならない。 同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の

2 かの全てを消滅させるのに足りない給付をしたときについて準用する。 前条の規定は、 前項の場合において、 費用、 利息又は元本のいずれ

### (合意による弁済の充当)

第四百九十条 前二条の規定にかかわらず、 弁済をする者と弁済を受

> 領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意があるときは、 の順序に従い、その弁済を充当する。 そ

(数個の給付をすべき場合の充当)

第四百九十一条 給付をしたときは、前三条の規定を準用する。 おいて、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りな 一個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合に

### (弁済の提供の効果)

第四百九十二条 とによって生ずべき責任を免れる。 債務者は、弁済の提供の時から、 債務を履行しないこ

### (弁済の提供の方法)

第四百九十三条 弁済の提供は、 とを通知してその受領の催告をすれば足りる。 ばならない。ただし、債権者があらかじめその受領を拒み、 の履行について債権者の行為を要するときは、 債務の本旨に従って現実にしなけれ 弁済の準備をしたこ 又は債務

#### 第二目 弁済の目的物の供託

#### (供託

第四百九十四条 託をした時に、その債権は、 の目的物を供託することができる。この場合においては、 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済 消滅する。 弁済者が供

- 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。
- 債権者が弁済を受領することができないとき

弁済者が債権者を確知することができないときも、

弁済者に過失があるときは、

この限りでない。

前項と同様と

#### 、供託の方法

する。ただし、

2

第四百九十五条 しなければならない。 前条の規定による供託は、 債務の履行地の供託所に

- ればならない。
  者の請求により、供託所の指定及び供託物の保管者の選任をしなけ
  と、供託所について法令に特別の定めがない場合には、裁判所は、弁済
- をしなければならない。 3 前条の規定により供託をした者は、遅滞なく、債権者に供託の通知

#### (供託物の取戻し)

- この場合においては、供託をしなかったものとみなす。た判決が確定しない間は、弁済者は、供託物を取り戻すことができる。第四百九十六条 債権者が供託を受諾せず、又は供託を有効と宣告し
- 適用しない。
  2 前項の規定は、供託によって質権又は抵当権が消滅した場合には、

### (供託に適しない物等)

- 弁済の目的物を競売に付し、その代金を供託することができる。 第四百九十七条 弁済者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、
- 一 その物が供託に適しないとき。
- それがあるとき。 二 その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のお
- 二 その物の保存について過分の費用を要するとき。
- 情があるとき。四年前三号に掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事

### (供託物の還付請求等)

- 賃権者は、供託物の還付を請求することができる。 第四百九十八条 弁済の目的物又は前条の代金が供託された場合には、
- その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。2 債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は

### 第三目 弁済による代位

### (弁済による代位の要件)

正当な利益を有する者が債権者に代位する場合を除く。) について準第五百条 第四百六十七条の規定は、前条の場合 (弁済をするについて第四百九十九条 債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する。

### (弁済による代位の効果)

ができる。 及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使すること第五百一条 前二条の規定により債権者に代位した者は、債権の効力

- 囲内)に限り、することができる。権利に基づいて当該他の保証人に対して求償をすることができる範人の一人が他の保証人に対して債権者に代位する場合には、自己の利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲内(保証2 前項の規定による権利の行使は、債権者に代位した者が自己の権
- る。
  3 第一項の場合には、前項の規定によるほか、次に掲げるところによ
- 証人に対して債権者に代位しない。けた者をいう。以下この項において同じ。)は、保証人及び物上保一 第三取得者(債務者から担保の目的となっている財産を譲り受
- 権者に代位する場合について準用する。 日の規定は、物上保証人の一人が他の物上保証人に対して債
- 部分を除いた残額について、各財産の価格に応じて、債権者に代位に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担四 保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者

する。

証人とみなして第一号、第三号及び前号の規定を適用する。証人から担保の目的となっている財産を譲り受けた者は、物上保第三取得者とみなして第一号及び第二号の規定を適用し、物上保五 第三取得者から担保の目的となっている財産を譲り受けた者は、

### (一部弁済による代位)

その権利を行使することができる。
債権者の同意を得て、その弁済をした価額に応じて、債権者とともに第五百二条 債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、

- ができる。
  2 前項の場合であっても、債権者は、単独でその権利を行使すること
- れる金銭について、代位者が行使する権利に優先する。となっている財産の売却代金その他の当該権利の行使によって得らる前二項の場合に債権者が行使する権利は、その債権の担保の目的
- 弁済をした価額及びその利息を償還しなければならない。のみがすることができる。この場合においては、代位者に対し、その4 第一項の場合において、債務の不履行による契約の解除は、債権者

### (債権者による債権証書の交付等)

らなゝ。 関する証書及び自己の占有する担保物を代位者に交付しなければな**第五百三条** 代位弁済によって全部の弁済を受けた債権者は、債権に

を代位者に監督させなければならない。関する証書にその代位を記入し、かつ、自己の占有する担保物の保存2 債権の一部について代位弁済があった場合には、債権者は、債権に

### (債権者による担保の喪失等)

第五百四条 弁済をするについて正当な利益を有する者 (以下この項

ついても、同様とする。
ついても、同様とする。
の目的となっている財産を譲り受けた第三者及びその特定承継人にを受けることができなくなる限度において、その責任を免れる。そのを受けることができなくなる限度において、その責任を免れる。そのと過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代において「代位権者」という。)がある場合において、債権者が故意

きは、適用しない。て取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるとの前項の規定は、債権者が担保を喪失し、又は減少させたことについ

#### 第二款 相殺

#### (相殺の要件等)

の性質がこれを許さないときは、この限りでない。について相殺によってその債務を免れることができる。ただし、債務おいて、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額第五百五条 二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合に

抗することができる。
又は重大な過失によって知らなかったときに限り、その第三者に対の意思表示をした場合には、その意思表示は、第三者がこれを知り、2 前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨

### (相殺の方法及び効力)

することができない。 ってする。この場合において、その意思表示には、条件又は期限を付第五百六条 相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によ

た時にさかのぼってその効力を生ずる。 2 前項の意思表示は、双方の債務が互いに相殺に適するようになっ

### (履行地の異なる債務の相殺)

対し、これによって生じた損害を賠償しなければならない。 ることができる。この場合において、相殺をする当事者は、相手方に第五百七条 相殺は、双方の債務の履行地が異なるときであっても、す

# (時効により消滅した債権を自働債権とする相殺)

ようになっていた場合には、その債権者は、相殺をすることができる。第五百八条 時効によって消滅した債権がその消滅以前に相殺に適する

# (不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止)

人から譲り受けたときは、この限りでない。することができない。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他第五百九条 次に掲げる債務の債務者は、相殺をもって債権者に対抗

- 一 悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務
- ものを除く。)

  一人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務(前号に掲げる

# (差押禁止債権を受働債権とする相殺の禁止)

相殺をもって債権者に対抗することができない。 第五百十条 債権が差押えを禁じたものであるときは、その債務者は、

# (差押えを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止)

- きる。 が、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することがでが、差押え前に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできない第五百十一条 差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得
- 第三債務者が差押え後に他人の債権を取得したときは、この限りで権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる。ただし、原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債2 前項の規定にかかわらず、差押え後に取得した債権が差押え前の

い。

#### (相殺の充当)

- 別段の合意をしなかったときは、次に掲げるところによる。する債務の全部を消滅させるのに足りないときであって、当事者が2 前項の場合において、相殺をする債権者の有する債権がその負担
- 用する。 く。) は、第四百八十八条第四項第二号から第四号までの規定を準く。) は、第四百八十八条第四項第二号から第四号までの規定を準一 債権者が数個の債務を負担するとき(次号に規定する場合を除
- 項第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。 この場合において、同条第二項中「前条」とあるのは、「前条第四及び費用を支払うべきときは、第四百八十九条の規定を準用する。二 債権者が負担する一個又は数個の債務について元本のほか利息
- 準用する。
  有する債権の全部を消滅させるのに足りないときは、前項の規定を3 第一項の場合において、相殺をする債権者の負担する債務がその

#### 第三款 更改

#### (更改)

に掲げるものを発生させる契約をしたときは、従前の債務は、更改に**第五百十三条** 当事者が従前の債務に代えて、新たな債務であって次

一 従前の給付の内容について重要な変更をするもの

よって消滅する。

- 二 従前の債務者が第三者と交替するもの
- 三 従前の債権者が第三者と交替するもの

### (債務者の交替による更改)

た時に、その効力を生ずる。 
改は、債権者が更改前の債務者に対してその契約をした旨を通知しとなる者との契約によってすることができる。この場合において、更第五百十四条 債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者

求償権を取得しない。
2 債務者の交替による更改後の債務者は、更改前の債務者に対して

### (債権者の交替による更改)

債権者となる者及び債務者の契約によってすることができる。
第五百十五条 債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後に

れば、第三者に対抗することができない。
2 債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によってしなけ

## 第五百十六条及び第五百十七条 削除

### (更改後の債務への担保の移転)

ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければなして設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。債権者)は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保と第五百十八条 債権者(債権者の交替による更改にあっては、更改前の

らない。

手方(債権者の交替による更改にあっては、債務者)に対してする意2 前項の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ又は同時に更改の相

#### 第四款 免除

思表示によってしなければならない。

たときは、その債権は、消滅する。
第五百十九条 債権者が債務者に対して債務を免除する意思を表示し

#### 第五款 混同

の限りでない。 消滅する。ただし、その債権が第三者の権利の目的であるときは、こ第五百二十条 債権及び債務が同一人に帰属したときは、その債権は、

#### 第七節 有価証券

#### 第一款 指図証券

#### (指図証券の譲渡)

譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。 第五百二十条の二 指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして

### (指図証券の裏書の方式)

を準用する。 に応じ、手形法(昭和七年法律第二十号)中裏書の方式に関する規定第五百二十条の三 指図証券の譲渡については、その指図証券の性質

### (指図証券の所持人の権利の推定)

推定する。
証明するときは、その所持人は、証券上の権利を適法に有するものと第五百二十条の四 指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を

### (指図証券の善意取得)

第五百二十条の五 何らかの事由により指図証券の占有を失った者が

ときは、この限りでない。だし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したするときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。たある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明

# 、指図証券の譲渡における債務者の抗弁の制限)

**第五百二十条の六** 指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及

### (指図証券の質入れ)

券を目的とする質権の設定について準用する。 第五百二十条の七 第五百二十条の二から前条までの規定は、指図証

### (指図証券の弁済の場所)

しなければならない。第五百二十条の八 指図証券の弁済は、債務者の現在の住所において

### (指図証券の提示と履行遅滞)

第五百二十条の九 指図証券の債務者は、その債務の履行について期第五百二十条の九 指図証券の債務者は、その債務の履行について期

## (指図証券の債務者の調査の権利等)

#### (指図証券の喪失)

第五百二十条の十一 指図証券は、非訟事件手続法(平成二十三年法律

とができる。 第五十一号)第百条に規定する公示催告手続によって無効とするこ

## (指図証券喪失の場合の権利行使方法)

### 第二款 記名式所持人払証券

### (記名式所持人払証券の譲渡)

ば、その効力を生じない。 ているものをいう。以下同じ。)の譲渡は、その証券を交付しなけれされている証券であって、その所持人に弁済をすべき旨が付記され第五百二十条の十三 記名式所持人払証券(債権者を指名する記載が

# (記名式所持人払証券の所持人の権利の推定)

を適法に有するものと推定する。 第五百二十条の十四 記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利

### (記名式所持人払証券の善意取得)

第五百二十条の十五 何らかの事由により記名式所持人払証券の占有

# 〈記名式所持人払証券の譲渡における債務者の抗弁の制限

載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その 第五百二十条の十六 記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記

譲む くけだっか はば ぶんか。 証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の

譲受人に対抗することができない。

(記名式所持人払証券の質入れ)

名式所持人払証券を目的とする質権の設定について準用する。 第五百二十条の十七 第五百二十条の十三から前条までの規定は、記

(指図証券の規定の準用)

第五百二十条の十八 第五百二十条の八から第五百二十条の十二まで

の規定は、記名式所持人払証券について準用する。

第三款 その他の記名証券

もってのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。 これを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をて指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又は第五百二十条の十九 債権者を指名する記載がされている証券であっ

券について準用する。 
2 第五百二十条の十一及び第五百二十条の十二の規定は、前項の証

第四款 無記名証券

第五百二十条の二十 第二款 (記名式所持人払証券) の規定は、無記名

証券について準用する。

第二章 契約

第一節 総則

第一款 契約の成立

(契約の締結及び内容の自由

するかどうかを自由に決定することができる。 第五百二十一条 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約を

することができる。
2 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定

### (契約の成立と方式)

その他の方式を具備することを要しない。
2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成

(承諾の期間の定めのある申込み)

限りでない。 できない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この第五百二十三条 承諾の期間を定めてした申込みは、撤回することが

なかったときは、その申込みは、その効力を失う。 2 申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受け

(遅延した承諾の効力)

とができる。
申込者は、遅延した承諾を新たな申込みとみなすこ

(承諾の期間の定めのない申込み)

の限りでない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、こができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、こ諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回すること第五百二十五条 承諾の期間を定めないでした申込みは、申込者が承

の対話が継続している間は、いつでも撤回することができる。2 対話者に対してした前項の申込みは、同項の規定にかかわらず、そ

わない旨を表示したときは、この限りでない。
効力を失う。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を失間に申込者が承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その3 対話者に対してした第一項の申込みに対して対話が継続している

#### (申込者の死亡等)

第五百二十六条 申込者が申込みの通知を発した後に死亡し、意思能第五百二十六条 申込者が申込みの通知を発するまでにその事実が生じたとき、又はその相手方が承諾の合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場

# (承諾の通知を必要としない場合における契約の成立時期)

実があった時に成立する。知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事第五百二十七条 申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通

### (申込みに変更を加えた承諾)

したものとみなす。 これを承諾したときは、その申込みの拒絶とともに新たな申込みを第五百二十八条 承諾者が、申込みに条件を付し、その他変更を加えて

#### (懸賞広告)

与える義務を負う。 告を知っていたかどうかにかかわらず、その者に対してその報酬をた者(以下「懸賞広告者」という。)は、その行為をした者がその広第五百二十九条 ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告し

# (指定した行為をする期間の定めのある懸賞広告)

- て撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。 定めてした広告を撤回することができない。ただし、その広告におい第五百二十九条の二 懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を
- きは、その効力を失う。2.前項の広告は、その期間内に指定した行為を完了する者がないと

# 指定した行為をする期間の定めのない懸賞広告)

したときは、この限りでない。 撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示がない間は、その指定した行為をする期間を定めないでした広告を第五百二十九条の三 懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者

### (懸賞広告の撤回の方法)

らない者に対しても、その効力を有する。第五百三十条 前の広告と同一の方法による広告の撤回は、これを知

有する。
る。ただし、その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を2 広告の撤回は、前の広告と異なる方法によっても、することができ

### (懸賞広告の報酬を受ける権利)

にその行為をした者のみが報酬を受ける権利を有する。 第五百三十一条 広告に定めた行為をした者が数人あるときは、最初

- 抽選でこれを受ける者を定める。とき、又は広告において一人のみがこれを受けるものとしたときは、酬を受ける権利を有する。ただし、報酬がその性質上分割に適しない2 数人が同時に前項の行為をした場合には、各自が等しい割合で報
- 用しない。
  3 前二項の規定は、広告中にこれと異なる意思を表示したときは、適

#### (優等懸賞広告)

- を定めたときに限り、その効力を有する。 その優等者のみに報酬を与えるべきときは、その広告は、応募の期間第五百三十二条 広告に定めた行為をした者が数人ある場合において、
- は、広告中に定めた者が判定し、広告中に判定をする者を定めなかっ2 前項の場合において、応募者中いずれの者の行為が優等であるか

たときは懸賞広告者が判定する。

- 3 応募者は、前項の判定に対して異議を述べることができない。
- て準用する。
  4 前条第二項の規定は、数人の行為が同等と判定された場合につい

### 第二款 契約の効力

#### (同時履行の抗弁)

務が弁済期にないときは、この限りでない。までは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債行、債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。)を提供する第五百三十三条 双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履

第五百三十四条及び第五百三十五条 削除

### (債務者の危険負担等)

付の履行を拒むことができる。って債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給第五百三十六条 当事者双方の責めに帰することができない事由によ

を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。 この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益なくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができ

### (第三者のためにする契約)

の給付を請求する権利を有する。をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にそ第五百三十七条 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付

> して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。 3 第一項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対

### (第三者の権利の確定)

事者は、これを変更し、又は消滅させることができない。 第五百三十八条 前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当

その第三者の承諾を得なければ、契約を解除することができない。者に対する債務を履行しない場合には、同条第一項の契約の相手方は、2 前条の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三

#### (債務者の抗弁)

をもって、その契約の利益を受ける第三者に対抗することができる。第五百三十九条 債務者は、第五百三十七条第一項の契約に基づく抗弁

### 第三款 契約上の地位の移転

その譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する。地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方が第五百三十九条の二 契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の

### 第四款 契約の解除

#### (解除権の行使)

するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする。 第五百四十条 契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有

2 前項の意思表示は、撤回することができない。

#### (催告による解除)

### (催告によらない解除)

第五百四十二条 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をするこ

となく、直ちに契約の解除をすることができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
- たとき。 二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示し
- る部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存す三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一
- ない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したの期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができ四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定
- 行がされる見込みがないことが明らかであるとき。権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債
- に契約の一部の解除をすることができる。2 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ち
- 一 債務の一部の履行が不能であるとき。

## (債権者の責めに帰すべき事由による場合)

ことができない。 ものであるときは、債権者は、前二条の規定による契約の解除をする第五百四十三条 債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由による

### (解除権の不可分性)

の全員から又はその全員に対してのみ、することができる。 第五百四十四条 当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、そ

したときは、他の者についても消滅する。前項の場合において、解除権が当事者のうちの一人について消滅

2

#### (解除の効果)

権利を害することはできない。
事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の第五百四十五条 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当

- 受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。 第一項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その
- 4 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

### 五百四十六条(第五百三(契約の解除と同時履行)

**第五百四十六条** 第五百三十三条の規定は、前条の場合について準用

### (催告による解除権の消滅)

# (解除権者の故意による目的物の損傷等による解除権の消滅)

とき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたの目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなった第五百四十八条 解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約

権を有することを知らなかったときは、この限りでない。ときは、解除権は、消滅する。ただし、解除権を有する者がその解

#### 第五款 定型約款

#### (定型約款の合意)

第五百四十八条の二 定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相第五百四十八条の二 定型取引(あるにととがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。 
うことを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行ることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行ることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行ることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいることを目的としてその特定の者が不特定多数の者を相等五百四十八条の二 定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相

いたとき。 らかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示して二 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があ

### (定型約款の内容の表示)

季方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録し款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相第五百四十八条の三 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準

た電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。ときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発2 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだ

#### (定型約款の変更)

内容を変更することができる。 があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意第五百四十八条の四 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約

事情に照らして合理的なものであるとき。することがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更を一 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

用その他の適切な方法により周知しなければならない。後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利は、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするとき

款の変更については、適用しない。
4 第五百四十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による定型約

#### 第二節 贈与

#### (贈与)

第五百四十九条 贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に

EM 70。 与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を

### (書面によらない贈与の解除)

できる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。第五百五十条 書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることが

### (贈与者の引渡義務等)

ものと推定する。 
的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約した第五百五十一条 贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目

と同じく担保の責任を負う。2.負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主

#### (定期贈与)

の死亡によって、その効力を失う。第五百五十二条 定期の給付を目的とする贈与は、贈与者又は受贈者

#### (負担付贈与)

その性質に反しない限り、双務契約に関する規定を準用する。 第五百五十三条 負担付贈与については、この節に定めるもののほか、

#### (死因贈与)

その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。 第五百五十四条 贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与については、

#### 第三節 売買

#### 第一款 総則

#### (売買)

することによって、その効力を生ずる。することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約第五百五十五条。売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転

### (売買の一方の予約)

を表示した時から、売買の効力を生ずる。 第五百五十六条 売買の一方の予約は、相手方が売買を完結する意思

#### (手付)

限りでない。とができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をするこ第五百五十七条 買主が売主に手付を交付したときは、買主はその手

(売買契約に関する費用)
2 第五百四十五条第四項の規定は、前項の場合には、適用しない。

### (有償契約への準用)

する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限第五百五十九条 この節の規定は、売買以外の有償契約について準用

### 第二款 売買の効力

りでない。

## (権利移転の対抗要件に係る売主の義務)

ある権利の移転についての対抗要件を備えさせる義務を負う。 第五百六十条 売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的で

## (他人の権利の売買における売主の義務)

の権利を取得して買主に移転する義務を負う。るその権利の一部を含む。)を売買の目的としたときは、売主は、そ第五百六十一条他人の権利(権利の一部が他人に属する場合におけ

### (買主の追完請求権)

買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、

### (買主の代金減額請求権)

することができる。 がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完第五百六十三条 前条第一項本文に規定する場合において、買主が相

- 告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催
- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができ三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定
- 四 前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の

追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

きない。
きは、買主は、前二項の規定による代金の減額の請求をすることがで
3 第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであると

## (買主の損害賠償請求及び解除権の行使)

除権の行使を妨げない。 僕の請求並びに第五百四十一条及び第五百四十二条の規定による解第五百六十四条 前二条の規定は、第四百十五条の規定による損害賠

(移転した権利が契約の内容に適合しない場合における売主の担保

する。
合においてその権利の一部を移転しないときを含む。)について準用の内容に適合しないものである場合(権利の一部が他人に属する場第五百六十五条(前三条の規定は、売主が買主に移転した権利が契約

# (目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限)

第五百六十六条 売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しな第五百六十六条 売主が種類又は晶大な過失によって知らなかった時から一年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害の不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害の不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害の不適合を知り、この限りでない。

## (目的物の滅失等についての危険の移転)

その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰すのに限る。以下この条において同じ。)を引き渡した場合において、第五百六十七条 売主が買主に目的物(売買の目的として特定したも

において、買主は、代金の支払を拒むことができない。
求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請ることができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、

てその目的物が滅失し、又は損傷したときも、前項と同様とする。った時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によっの履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを2 売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務

### (競売における担保責任等)

契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができる。十五条において準用する場合を含む。)の規定により、債務者に対し、十一条及び第五百四十二条の規定並びに第五百六十三条(第五百六この条において単に「競売」という。)における買受人は、第五百四第五百六十八条 民事執行法その他の法律の規定に基づく競売(以下

- 請求することができる。金の配当を受けた債権者に対し、その代金の全部又は一部の返還を2前項の場合において、債務者が無資力であるときは、買受人は、代
- ることができる。 請求したときは、買受人は、これらの者に対し、損害賠償の請求をすながら申し出なかったとき、又は債権者がこれを知りながら競売を3 前二項の場合において、債務者が物若しくは権利の不存在を知り
- ついては、適用しない。4 前三項の規定は、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合に

### (債権の売主の担保責任)

第五百六十九条 債権の売主が債務者の資力を担保したときは、契約

の時における資力を担保したものと推定する。

きは、弁済期における資力を担保したものと推定する。2 弁済期に至らない債権の売主が債務者の将来の資力を担保したよ

# (抵当権等がある場合の買主による費用の償還請求)

その費用の償還を請求することができる。出してその不動産の所有権を保存したときは、買主は、売主に対し、取特権、質権又は抵当権が存していた場合において、買主が費用を支第五百七十条(買い受けた不動産について契約の内容に適合しない先

### 第五百七十一条 削除

### (担保責任を負わない旨の特約

#### (代金の支払期限)

代金の支払についても同一の期限を付したものと推定する。第五百七十三条 売買の目的物の引渡しについて期限があるときは、

#### (代金の支払場所)

きは、その引渡しの場所において支払わなければならない。
第五百七十四条 売買の目的物の引渡しと同時に代金を支払うべきと

## (果実の帰属及び代金の利息の支払)

たときは、その果実は、売主に帰属する。 第五百七十五条 まだ引き渡されていない売買の目的物が果実を生じ

代金の支払について期限があるときは、その期限が到来するまでは、2 買主は、引渡しの日から、代金の利息を支払う義務を負う。ただし、

利息を支払うことを要しない。

# る代金の支払の拒絶)(権利を取得することができない等のおそれがある場合の買主によ

きる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。の危険の程度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことがでを取得することができず、又は失うおそれがあるときは、買主は、その他の事由により、買主がその買い受けた権利の全部若しくは一部第五百七十六条 売買の目的について権利を主張する者があることそ

# (抵当権等の登記がある場合の買主による代金の支払の拒絶)

ができる。 は、買主に対し、遅滞なく抵当権消滅請求をすべき旨を請求することは、買主に対し、遅滞なく抵当権消滅請求をすべき旨を請求することまで、その代金の支払を拒むことができる。この場合において、売主抵当権の登記があるときは、買主は、抵当権消滅請求の手続が終わる第五百七十七条 買い受けた不動産について契約の内容に適合しない

い先取特権又は質権の登記がある場合について準用する。2 前項の規定は、買い受けた不動産について契約の内容に適合しな

### (売主による代金の供託の請求)

の供託を請求することができる。 第五百七十八条 前二条の場合においては、売主は、買主に対して代金

#### 第三款 買戻し

#### (買戻しの特約)

合において、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、不動産の及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる。この場その合意により定めた金額。第五百八十三条第一項において同じ。)約により、買主が支払った代金(別段の合意をした場合にあっては、第五百七十九条 不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特

果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。

#### (買戻しの期間)

これより長い期間を定めたときは、その期間は、十年とする。 第五百八十条 買戻しの期間は、十年を超えることができない。特約で

とができない。2 買戻しについて期間を定めたときは、その後にこれを伸長するこ

しなければならない。
3 買戻しについて期間を定めなかったときは、五年以内に買戻しを

### (買戻しの特約の対抗力)

第五百八十一条 売買契約と同時に買戻しの特約を登記したときは、

買戻しは、第三者に対抗することができる。

貸借をしたときは、この限りでない。

以り、売主に対抗することができる。ただし、売主を害する目的で賃件を備えた賃借人の権利は、その残存期間中一年を超えない期間に2 前項の登記がされた後に第六百五条の二第一項に規定する対抗要

### (買戻権の代位行使)

#### (買戻しの実行)

契約の費用を提供しなければ、買戻しをすることができない。第五百八十三条 売主は、第五百八十条に規定する期間内に代金及び

2 買主又は転得者が不動産について費用を支出したときは、売主は、

相当の期限を許与することができる。有益費については、裁判所は、売主の請求により、その償還について第百九十六条の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、

### (共有持分の買戻特約付売買)

て、売主は、その不動産の全部の所有権を取得する。
定する費用を支払って買戻しをすることができる。この場合におい買受人となったときは、売主は、競売の代金及び第五百八十三条に規第五百八十五条 前条の場合において、買主が不動産の競売における

はできない。
人となったときは、売主は、その持分のみについて買戻しをすること
2 他の共有者が分割を請求したことにより買主が競売における買受

#### 第四節 交換

を移転することを約することによって、その効力を生ずる。 第五百八十六条 交換は、当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権

を準用する。
約した場合におけるその金銭については、売買の代金に関する規定2 当事者の一方が他の権利とともに金銭の所有権を移転することを

#### 第五節 消費貸借

#### (消費貸借)

じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を第五百八十七条 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同

受け取ることによって、その効力を生ずる。

### (書面でする消費貸借等)

ることを約することによって、その効力を生ずる。 その受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすは、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方が第五百八十七条の二 前条の規定にかかわらず、書面でする消費貸借

- を請求することができる。その契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、2書面でする消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取
- 力を失う。
  る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効
  3 書面でする消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取
- を適用する。
  その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、前三項の規定4 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、

#### (準消費貸借)

きは、消費貸借は、これによって成立したものとみなす。 において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したと第五百八十八条 金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合

#### (利息)

ることができない。 第五百八十九条 貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求す

った日以後の利息を請求することができる。
2 前項の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取

### (貸主の引渡義務等)

費貸借について準用する。第五百九十条第五百五十一条の規定は、前条第一項の特約のない消

借主は、その物の価額を返還することができる。が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、2 前条第一項の特約の有無にかかわらず、貸主から引き渡された物

#### (返還の時期)

相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。 第五百九十一条 当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、

- ることができる。2 借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をす
- その賠償を請求することができる。 期の前に返還をしたことによって損害を受けたときは、借主に対し、3 当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主がその時

#### (価額の償還)

二項に規定する場合は、この限りでない。 における物の価額を償還しなければならない。ただし、第四百二条第の同じ物をもって返還をすることができなくなったときは、その時**第五百九十二条** 借主が貸主から受け取った物と種類、品質及び数量

#### 第六節 使用貸借

#### (使用貸借)

その効力を生ずる。 して契約が終了したときに返還をすることを約することによって、を約し、相手方がその受け取った物について無償で使用及び収益を第五百九十三条 使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡すこと

# (借用物受取り前の貸主による使用貸借の解除)

第五百九十三条の二 貸主は、借主が借用物を受け取るまで、契約の解

の限りでない。除をすることができる。ただし、書面による使用貸借については、こ

### (借主による使用及び収益)

た用法に従い、その物の使用及び収益をしなければならない。 第五百九十四条 借主は、契約又はその目的物の性質によって定まっ

をさせることができない。 借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に借用物の使用又は収益

2

は、契約の解除をすることができる。
3 借主が前二項の規定に違反して使用又は収益をしたときは、貸主

### (借用物の費用の負担)

第五百九十五条 借主は、借用物の通常の必要費を負担する。

について準用する。 第五百八十三条第二項の規定は、前項の通常の必要費以外の費用

2

### (貸主の引渡義務等)

第五百九十六条 第五百五十一条の規定は、使用貸借について準用する。

(期間満了等による使用貸借の終了)

は、その期間が満了することによって終了する。第五百九十七条 当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借

- 及び収益を終えることによって終了する。収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用2.当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び
- 3 使用貸借は、借主の死亡によって終了する。

#### (使用貸借の解除)

きは、契約の解除をすることができる。 目的に従い借主が使用及び収益をするのに足りる期間を経過したと第五百九十八条 貸主は、前条第二項に規定する場合において、同項の

たときは、貸主は、いつでも契約の解除をすることができる。2 当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定めなか

0

3 借主は、いつでも契約の解除をすることができる。

### (借主による収去等)

い物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限り物を収去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができな物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた第五百九十九条 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた

- ことができる。
  2 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物を収去する

# (損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限)

一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。2 前項の損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から

#### 第七節 賃貸借

#### 第一款 総則

#### 賃貸借)

方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこ第六百一条 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手

することによって、その効力を生ずる。とと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約

#### 短期賃貸借)

の期間は、当該各号に定める期間とする。とができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、そ各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えるこ第六百二条 処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の

- 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借 十年
- 一 前号に掲げる賃貸借以外の土地の賃貸借 五年
- 三 建物の賃貸借 三年
- 四 動産の賃貸借 六箇月

### (短期賃貸借の更新)

動産については一箇月以内に、その更新をしなければならない。の期間満了前、土地については一年以内、建物については三箇月以内、第六百三条 前条に定める期間は、更新することができる。ただし、そ

### (賃貸借の存続期間)

とする。 約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、五十年第六百四条 賃貸借の存続期間は、五十年を超えることができない。契

更新の時から五十年を超えることができない。2 賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、

### 第二款 賃貸借の効力

### (不動産賃貸借の対抗力)

( ) 「 ) で 、 こうりない ついて物権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。 第六百五条 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その不動産に

### (不動産の賃貸人たる地位の移転)

たる地位は、その譲受人に移転する。 場合において、その不動産が譲渡されたときは、その不動産の賃貸人は第三十一条その他の法令の規定による賃貸借の対抗要件を備えた第六百五条の二 前条、借地借家法(平成三年法律第九十号)第十条又

- に対抗することができない。物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ、賃借人3 第一項又は前項後段の規定による賃貸人たる地位の移転は、賃貸
- する敷金の返還に係る債務は、譲受人又はその承継人が承継する。に係る債務及び第六百二十二条の二第一項の規定による同項に規定その承継人に移転したときは、第六百八条の規定による費用の償還4 第一項又は第二項後段の規定により賃貸人たる地位が譲受人又は

# (合意による不動産の賃貸人たる地位の移転)

第三項及び第四項の規定を準用する。より、譲受人に移転させることができる。この場合においては、前条たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意に第八百五条の三 不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人

# (不動産の賃借人による妨害の停止の請求等)

れ当該各号に定める請求をすることができる。 る対抗要件を備えた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞ第六百五条の四 不動産の賃借人は、第六百五条の二第一項に規定す

- 対する妨害の停止の請求 その不動産の占有を第三者が妨害しているとき その第三者に
- 返還の請求 これの子の不動産を第三者が占有しているとき その第三者に対する

### (賃貸人による修繕等)

必要となったときは、この限りでない。 務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義

人は、これを拒むことができない。
2 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借

### (賃借人の意思に反する保存行為)

できなくなるときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。場合において、そのために賃借人が賃借をした目的を達することが第六百七条 賃貸人が賃借人の意思に反して保存行為をしようとする

### (賃借人による修繕)

るときは、賃借人は、その修繕をすることができる。 第六百七条の二 賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げ

- 修繕をしないとき。 その旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な一 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人が
- 二 急迫の事情があるとき。

### (賃借人による費用の償還請求)

を支出したときは、賃貸人に対し、直ちにその償還を請求することが第六百八条 賃借人は、賃借物について賃貸人の負担に属する必要費

2 賃借人が賃借物について有益費を支出したときは、賃貸人は、賃貸

について相当の期限を許与することができる。ければならない。ただし、裁判所は、賃貸人の請求により、その償還借の終了の時に、第百九十六条第二項の規定に従い、その償還をしな

### (減収による賃料の減額請求)

賃料の減額を請求することができる。よって賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、第六百九条 耕作又は牧畜を目的とする土地の賃借人は、不可抗力に

#### (減収による解除)

することができる。 引き続き二年以上賃料より少ない収益を得たときは、契約の解除を第六百十条 前条の場合において、同条の賃借人は、不可抗力によって

# (賃借物の一部滅失等による賃料の減額等)

頂至しる。使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減帰 することができない事由によるものであるときは、賃料は、そのをすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに第六百十一条 賃借物の一部が減失その他の事由により使用及び収益

をすることができる。借をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除ができなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃2賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすること

### (賃借権の譲渡及び転貸の制限)

り渡し、又は賃借物を転貸することができない。 第六百十二条 賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲

させたときは、賃貸人は、契約の解除をすることができる。
2 賃借人が前項の規定に違反して第三者に賃借物の使用又は収益を

#### (転貸の効果)

- を妨げない。
  2 前項の規定は、賃貸人が賃借人に対してその権利を行使すること
- 行による解除権を有していたときは、この限りでない。とができない。ただし、その解除の当時、賃貸人が賃借人の債務不履間の賃貸借を合意により解除したことをもって転借人に対抗するこ3 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、賃貸人は、賃借人との

#### (賃料の支払時期)

ければならない。
種の季節があるものについては、その季節の後に遅滞なく支払わな他の土地については毎年末に、支払わなければならない。ただし、収第六百十四条 賃料は、動産、建物及び宅地については毎月末に、その

### (賃借人の通知義務)

の限りでない。ただし、賃貸人が既にこれを知っているときは、こければならない。ただし、賃貸人が既にこれを知っているときは、こする者があるときは、賃借人は、遅滞なくその旨を賃貸人に通知しな第八百十五条 賃借物が修繕を要し、又は賃借物について権利を主張

### (賃借人による使用及び収益)

する。 **第六百十六条** 第五百九十四条第一項の規定は、賃貸借について準用

### 第三款 賃貸借の終了

# (賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了)

収益をすることができなくなった場合には、賃貸借は、これによって第六百十六条の二 賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び

# (期間の定めのない賃貸借の解約の申入れ)

各号に定める期間を経過することによって終了する。は、次の各号に掲げる賃貸借は、解約の申入れの日からそれぞれ当該者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において第六百十七条 当事者が賃貸借の期間を定めなかったときは、各当事

- 一 土地の賃貸借一 年
- 二 建物の賃貸借 三箇月
- 三 動産及び貸席の賃貸借 一日
- 作に着手する前に、解約の申入れをしなければならない。2 収穫の季節がある土地の賃貸借については、その季節の後次の耕

# (期間の定めのある賃貸借の解約をする権利の留保)

条の規定を準用する。
一方又は双方がその期間内に解約をする権利を留保したときは、前第六百十八条 当事者が賃貸借の期間を定めた場合であっても、その

### (賃貸借の更新の推定等)

- より解約の申入れをすることができる。と推定する。この場合において、各当事者は、第六百十七条の規定にべないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたもの収益を継続する場合において、賃貸人がこれを知りながら異議を述第八百十九条 賃貸借の期間が満了した後賃借人が賃借物の使用又は
- 保は、期間の満了によって消滅する。ただし、第六百二十二条の二第2.従前の賃貸借について当事者が担保を供していたときは、その担

項に規定する敷金については、この限りでない。

### (賃貸借の解除の効力)

妨げない。ってのみその効力を生ずる。この場合においては、損害賠償の請求を第六百二十条 賃貸借の解除をした場合には、その解除は、将来に向か

### (賃借人の原状回復義務)

第六百二十一条 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損第六百二十一条 賃借人の責めに帰することができない事由によるもの経年変化を除く。以下この条において同じ。)がある場合において、の経年変化を除く。以下この条において同じ。)がある場合において、

### (使用貸借の規定の準用)

第二項並びに第六百条の規定は、賃貸借について準用する。第八百二十二条第五百九十七条第一項、第五百九十九条第一項及び

#### 第四款 敷金

第六百二十二条の二 賃貸人は、敷金(いかなる名目によるかを問わず、第六百二十二条の二 賃貸人は、敷金(いかなる名目によるかを問わずる金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に対する債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に対する賃借人の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する第六百二十二条の二 賃貸人は、敷金(いかなる名目によるかを問わず、

- 一 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。
- 2 賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的と

債務の弁済に充てることを請求することができない。ができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に対し、敷金をそのする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てること

### 第八節 雇用

#### (雇用)

することによって、その効力を生ずる。することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約第六百二十三条 雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事

#### (報酬の支払時期)

報酬を請求することができない。第八百二十四条 労働者は、その約した労働を終わった後でなければ、

とができる。
2 期間によって定めた報酬は、その期間を経過した後に、請求するこ

### (履行の割合に応じた報酬)

第六百二十四条の二 労働者は、次に掲げる場合には、既にした履行の

割合に応じて報酬を請求することができる。

- することができなくなったとき。 一 使用者の責めに帰することができない事由によって労働に従事
- 一 雇用が履行の中途で終了したとき。

### (使用者の権利の譲渡の制限等)

三斉 1 養)度」 こうぶぶんへ。 第六百二十五条 使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を第

三者に譲り渡すことができない。

- 働に従事させることができない。
  2 労働者は、使用者の承諾を得なければ、自己に代わって第三者を労
- 使用者は、契約の解除をすることができる。
  3 労働者が前項の規定に違反して第三者を労働に従事させたときは、

### (期間の定めのある雇用の解除)

除をすることができる。 あるときは、当事者の一方は、五年を経過した後、いつでも契約の解第六百二十六条 雇用の期間が五年を超え、又はその終期が不確定で

しなければならない。であるときは三箇月前、労働者であるときは二週間前に、その予告を2前項の規定により契約の解除をしようとする者は、それが使用者

## (期間の定めのない雇用の解約の申入れ)

| 雇用は、解約の申入れの日から二週間を経過することによって終了|| 者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、第六百二十七条 | 当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事

- は、当期の前半にしなければならない。は、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れ2 期間によって報酬を定めた場合には、使用者からの解約の申入れ
- 申入れは、三箇月前にしなければならない。 3 六箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、前項の解約の

## (やむを得ない事由による雇用の解除)

(雇用の更新の推定等)
って生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う。とができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をするこ第六百二十八条 当事者が雇用の期間を定めた場合であっても、やむ

いときは、従前の雇用と同一の条件で更に雇用をしたものと推定すに従事する場合において、使用者がこれを知りながら異議を述べな第六百二十九条 雇用の期間が満了した後労働者が引き続きその労働

約の申入れをすることができる。 る。この場合において、各当事者は、第六百二十七条の規定により解

この限りでない。は、期間の満了によって消滅する。ただし、身元保証金については、2 従前の雇用について当事者が担保を供していたときは、その担保

### (雇用の解除の効力)

(使用者についての破産手続の開始による解約の申入れ) 第六百三十条 第六百二十条の規定は、雇用について準用する。

の賠償を請求することができない。場合において、各当事者は、相手方に対し、解約によって生じた損害、方二十七条の規定により解約の申入れをすることができる。この用に期間の定めがあるときであっても、労働者又は破産管財人は、第第六百三十一条 使用者が破産手続開始の決定を受けた場合には、雇

#### 第九節 請負

#### (請負)

することによって、その効力を生ずる。約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約第六百三十二条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを

#### (報酬の支払時期)

条第一項の規定を準用する。ればならない。ただし、物の引渡しを要しないときは、第六百二十四第六百三十三条 報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなけ

# (注文者が受ける利益の割合に応じた報酬)

その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、第六百三十四条 次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の

者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

- することができなくなったとき。 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成
- 二 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

### 第六百三十五条 削除

### (請負人の担保責任の制限)

第六百三十六条 請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しりでない。 請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき)は、注文者は、注文者の供質に関して契約の内容に適合しないとき)は、注文者は、注文者の供が契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は出めい場合にあっては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関い不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限が契約の解除をすることを知りないとき)は、注文者は、注文者の供質に関いて契約の内容に適合しりでない。

# (目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限)

の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額適合を知った時から一年以内にその旨を請負人に通知しないときは、第八百三十七条 前条本文に規定する場合において、注文者がその不

適用しない。
同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、を要しない場合にあっては、仕事が終了した時)において、請負人が2 前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時(その引渡し

# (注文者による契約の解除) 第六百三十八条から第六百四十条まで 削除

損害を賠償して契約の解除をすることができる。 第六百四十一条 請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも

# (注文者についての破産手続の開始による解除)

- その中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入する2 前項に規定する場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びによる契約の解除については、仕事を完成した後は、この限りでない。 大又は破産管財人は、契約の解除をすることができる。ただし、請負人第六百四十二条 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負
- 破産財団の配当に加入する。とができる。この場合において、請負人は、その損害賠償について、管財人が契約の解除をした場合における請負人に限り、請求するこ3 第一項の場合には、契約の解除によって生じた損害の賠償は、破産

ことができる。

#### 第十節 委任

#### (委任)

に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。 第六百四十三条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方

### (受任者の注意義務)

もって、委任事務を処理する義務を負う。 第六百四十四条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意を

### (復受任者の選任等)

- 第六百四十四条の二 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを
- 者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲2(代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任

内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う。

### (受任者による報告)

及び結果を報告しなければならない。事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過第六百四十五条 受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任

### (受任者による受取物の引渡し等)

した果実についても、同様とする。 た金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その収取第六百四十六条 受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取っ

## (受任者の金銭の消費についての責任)

お損害があるときは、その賠償の責任を負う。 した日以後の利息を支払わなければならない。この場合において、なのために用いるべき金額を自己のために消費したときは、その消費第六百四十七条 受任者は、委任者に引き渡すべき金額又はその利益

#### (受任者の報酬)

| 求することができない。 | 第六百四十八条 | 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請

- を定めたときは、第六百二十四条第二項の規定を準用する。ければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬2 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でな
- を請求することができる。 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬
- 履行をすることができなくなったとき。 そ任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の

二 委任が履行の中途で終了したとき。

### (成果等に対する報酬)

きは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要すると第六百四十八条の二 委任事務の履行により得られる成果に対して報

対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。
2 第六百三十四条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に

### (受任者による費用の前払請求)

委任者は、受任者の請求により、その前払をしなければならない。 第六百四十九条 委任事務を処理するについて費用を要するときは、

## (受任者による費用等の償還請求等)

おけるその利息の償還を請求することができる。 費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後に第六百五十条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる

- きは、委任者に対し、相当の担保を供させることができる。求することができる。この場合において、その債務が弁済期にないとしたときは、委任者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請2 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担
- ときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。 3 受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた

#### (委任の解除)

第六百五十一条 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることが

あったときは、この限りでない。手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由が2 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相

- 一 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

### (委任の解除の効力)

(紫玉り冬了事由)第六百五十二条 第六百二十条の規定は、委任について準用する。

### (委任の終了事由)

第六百五十三条 委任は、次に掲げる事由によって終了する。

- 一 委任者又は受任者の死亡
- 二 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 受任者が後見開始の審判を受けたこと。

### (委任の終了後の処分)

るまで、必要な処分をしなければならない。 相続人若しくは法定代理人が委任事務を処理することができるに至きは、受任者又はその相続人若しくは法定代理人は、委任者又はその第六百五十四条 委任が終了した場合において、急迫の事情があると

### (委任の終了の対抗要件)

手方に対抗することができない。 は相手方がこれを知っていたときでなければ、これをもってその相**第六百五十五条** 委任の終了事由は、これを相手方に通知したとき、又

#### (準委任)

第六百五十六条 この節の規定は、法律行為でない事務の委託につい

て準用する。

#### 第十一節 寄託

#### (寄託)

手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生第六百五十七条 寄託は、当事者の一方がある物を保管することを相

ずる。

# (寄託物受取り前の寄託者による寄託の解除等)

することができる。 の解除によって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求の解除をすることができる。この場合において、受寄者は、その契約第六百五十七条の二 寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約

- ができる。ただし、書面による寄託については、この限りでない。2 無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすること
- 約の解除をすることができる。 定めてその引渡しの催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契わらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を受寄者に限る。)は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかか3 受寄者 (無報酬で寄託を受けた場合にあっては、書面による寄託の

## (寄託物の使用及び第三者による保管)

することができない。 第六百五十八条 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用

- ときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。2 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由がある
- と同一の権利を有し、義務を負う。
  3 再受寄者は、寄託者に対して、その権限の範囲内において、受寄者

### 無報酬の受寄者の注意義務)

注意をもって、寄託物を保管する義務を負う。 第六百五十九条 無報酬の受寄者は、自己の財産に対するのと同一の

### (受寄者の通知義務等)

て訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは第六百六十条 寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対し

だし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。た

- 第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。ばならない場合には、寄託者にその寄託物を引き渡したことによって3 受寄者は、前項の規定により寄託者に対して寄託物を返還しなけれ

### (寄託者による損害賠償)

ていたときは、この限りでない。の性質若しくは瑕疵を知らなかったとき、又は受寄者がこれを知っ害を受寄者に賠償しなければならない。ただし、寄託者が過失なくそ第八百六十一条 寄託者は、寄託物の性質又は瑕疵によって生じた損

### (寄託者による返還請求等)

返還を請求したことによって損害を受けたときは、寄託者に対し、そ2 前項に規定する場合において、受寄者は、寄託者がその時期の前に第六百六十二条 当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであって

### (寄託物の返還の時期)

の賠償を請求することができる。

受寄者は、いつでもその返還をすることができる。 第六百六十三条 当事者が寄託物の返還の時期を定めなかったときは、

ければ、その期限前に返還をすることができない。2.返還の時期の定めがあるときは、受寄者は、やむを得ない事由がな

### (寄託物の返還の場所)

場所を変更したときは、その現在の場所で返還をすることができる。ばならない。ただし、受寄者が正当な事由によってその物を保管する第六百六十四条 寄託物の返還は、その保管をすべき場所でしなけれ

# (損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限)

- 時から一年以内に請求しなければならない。 の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた第六百六十四条の二 寄託物の一部滅失又は損傷によって生じた損害
- ら一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。 2 前項の損害賠償の請求権については、寄託者が返還を受けた時か

### (委任の規定の準用)

て準用する。 十九条並びに第六百五十条第一項及び第二項の規定は、寄託につい第六百六十五条 第六百四十六条から第六百四十八条まで、第六百四

#### (混合寄託)

- を混合して保管することができる。 ある場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これら第六百六十五条の二 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一で
- を請求することができる。て保管したときは、寄託者は、その寄託した物と同じ数量の物の返還2 前項の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合し
- の割合に応じた数量の物の返還を請求することができる。この場合託者は、混合して保管されている総寄託物に対するその寄託した物3 前項に規定する場合において、寄託物の一部が滅失したときは、寄

においては、損害賠償の請求を妨げない。

#### (消費寄託)

もって返還しなければならない。 場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物を第六百六十六条 受寄者が契約により寄託物を消費することができる

- について準用する。
  2 第五百九十条及び第五百九十二条の規定は、前項に規定する場合
- 契約により金銭を寄託した場合について準用する。3 第五百九十一条第二項及び第三項の規定は、預金又は貯金に係る

#### 第十二節 組合

#### (組合契約)

むことを約することによって、その効力を生ずる。 第六百六十七条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営

2 出資は、労務をその目的とすることができる。

### (他の組合員の債務不履行)

第六百六十七条の二 第五百三十三条及び第五百三十六条の規定は、

組合契約については、適用しない。

とを理由として、組合契約を解除することができない。2 組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしないこ

# (組合員の一人についての意思表示の無効等)

効力を妨げられない。しの原因があっても、他の組合員の間においては、組合契約は、その第六百六十七条の三 組合員の一人について意思表示の無効又は取消

#### (組合財産の共有)

有に属する。 第六百六十八条 各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共

### (金銭出資の不履行の責任)

の出資をすることを怠ったときは、その利息を支払うほか、損害の賠**第六百六十九条** 金銭を出資の目的とした場合において、組合員がそ

### (業務の決定及び執行の方法)

償をしなければならない。

員がこれを執行する。 第六百七十条 組合の業務は、組合員の過半数をもって決定し、各組合

- 人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。2(組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めるところにより、一
- 人あるときは、組合の業務は、業務執行者の過半数をもって決定し、業務を決定し、これを執行する。この場合において、業務執行者が数3 前項の委任を受けた者(以下「業務執行者」という。)は、組合の
- によって決定し、又は総組合員が執行することを妨げない。4 前項の規定にかかわらず、組合の業務については、総組合員の同意

各業務執行者がこれを執行する。

は業務執行者が異議を述べたときは、この限りでない。行者が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員又5組合の常務は、前各項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執

#### (組合の代理)

できる。 組合員の過半数の同意を得たときは、他の組合員を代理することが**第六百七十条の二** 各組合員は、組合の業務を執行する場合において、

たときに限り、組合員を代理することができる。が数人あるときは、各業務執行者は、業務執行者の過半数の同意を得みが組合員を代理することができる。この場合において、業務執行者の道の規定にかかわらず、業務執行者があるときは、業務執行者の

常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。
3 前二項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者は、組合の

### (委任の規定の準用)

合の業務を決定し、又は執行する組合員について準用する。第六百七十一条第六百四十四条から第六百五十条までの規定は、組

### (業務執行組合員の辞任及び解任)

由がなければ、辞任することができない。
員に業務の決定及び執行を委任したときは、その組合員は、正当な事第六百七十二条組合契約の定めるところにより一人又は数人の組合

によって解任することができる。
2 前項の組合員は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致

# (組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査)

ることができる。 を有しないときであっても、その業務及び組合財産の状況を検査す**第六百七十三条** 各組合員は、組合の業務の決定及び執行をする権利

### (組合員の損益分配の割合)

の割合は、各組合員の出資の価額に応じて定める。第六百七十四条 当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、そ

は、利益及び損失に共通であるものと推定する。210分は損失についてのみ分配の割合を定めたときは、その割合

### (組合の債権者の権利の行使)

することができる。 第六百七十五条 組合の債権者は、組合財産についてその権利を行使

の債権者がその債権の発生の時に各組合員の損失分担の割合を知っ合又は等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合2 組合の債権者は、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割

ていたときは、その割合による。

# (組合員の持分の処分及び組合財産の分割)

ることができない。 きは、その処分をもって組合及び組合と取引をした第三者に対抗す 第六百七十六条 組合員は、組合財産についてその持分を処分したと

- を単独で行使することができない。2 組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利
- 3 組合員は、清算前に組合財産の分割を求めることができない。

# (組合財産に対する組合員の債権者の権利の行使の禁止)

#### (組合員の加入)

約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。 第六百七十七条の二 組合員は、その全員の同意によって、又は組合契

に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。
2 前項の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前

#### (組合員の脱退)

由がある場合を除き、組合に不利な時期に脱退することができない。組合員は、いつでも脱退することができる。ただし、やむを得ない事はある組合員の終身の間組合が存続すべきことを定めたときは、各第六百七十八条 組合契約で組合の存続期間を定めなかったとき、又

い事由があるときは、脱退することができる。
2 組合の存続期間を定めた場合であっても、各組合員は、やむを得な

第六百七十九条 前条の場合のほか、組合員は、次に掲げる事由によっ

一死亡

て脱退する。

- 二 破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 後見開始の審判を受けたこと。
- 四除名

#### (組合員の除名)

できない。
の旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することが
の旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することが
合員の一致によってすることができる。ただし、除名した組合員にそ

### (脱退した組合員の責任等)

第六百八十条の二 脱退した組合に対して自己に免責を得させるこは、組合に担保を供させ、又は組合に対して自己に免責を得させるこは、組合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、脱退した組合員第六百八十条の二 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債

組合に対して求償権を有する。
2 脱退した組合員は、前項に規定する組合の債務を弁済したときは、

### (脱退した組合員の持分の払戻し)

の時における組合財産の状況に従ってしなければならない。 第六百八十一条 脱退した組合員と他の組合員との間の計算は、脱退

- すことができる。2 脱退した組合員の持分は、その出資の種類を問わず、金銭で払い戻
- 算をすることができる。
  3 脱退の時にまだ完了していない事項については、その完了後に計

#### (組合の解散事由)

一 組合の目的である事業の成功又はその成功の不能 第六百八十二条 組合は、次に掲げる事由によって解散する。

- 二 組合契約で定めた存続期間の満了
- 三 組合契約で定めた解散の事由の発生
- 四 総組合員の同意

### (組合の解散の請求)

解散を請求することができる。 解散を請求することができる。 やむを得ない事由があるときは、各組合員は、組合の

(組合契約の解除の効力)

第六百八十四条 第六百二十条の規定は、組合契約について準用する。

### (組合の清算及び清算人の選任)

又はその選任した清算人がこれをする。
第六百八十五条 組合が解散したときは、清算は、総組合員が共同して、

2 清算人の選任は、組合員の過半数で決する。

(清算人の業務の決定及び執行の方法)

十条の二第二項及び第三項の規定は、清算人について準用する。第六百八十六条 第六百七十条第三項から第五項まで並びに第六百七

## (組合員である清算人の辞任及び解任)

により組合員の中から清算人を選任した場合について準用する。第六百八十七条 第六百七十二条の規定は、組合契約の定めるところ

# (清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法)

第六百八十八条 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し
- をすることができる。 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為
- 3 残余財産は、各組合員の出資の価額に応じて分割する。

### 第十三節 終身定期金

#### (終身定期金契約)

三者に給付することを約することによって、その効力を生ずる。は第三者の死亡に至るまで、定期に金銭その他の物を相手方又は第第六百八十九条(終身定期金契約は、当事者の一方が、自己、相手方又

### (終身定期金の計算)

第六百九十条終身定期金は、日割りで計算する。

### (終身定期金契約の解除)

第六百九十一条 終身定期金債務者に返還しなければなら本の利息を控除した残額を終身定期金債務者に返還しなければならしないときは、相手方は、既に受け取った終身定期金の中からその元しないときは、相手方は、元本の返還を請求することができる。こののにおいて、その終身定期金債務者が終身定期金の元本を受領した場等への

2 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

## (終身定期金契約の解除と同時履行)

### (終身定期金債権の存続の宣告)

2 前項の規定は、第六百九十一条の権利の行使を妨げない

### (終身定期金の遺贈)

第六百九十四条 この節の規定は、終身定期金の遺贈について準用する。

#### 第十四節 和解

#### (和解)

争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。 第**六百九十五条** 和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する

#### (和解の効力)

第六百九十六条 当事者の一方が和解によってその当事者の一方に移転し、又たときは、その権利は、和解によってその当事者の一方に移転し、又られた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していた目の確証又は相手方がこれを有しないものと認め第八百九十六条 当事者の一方が和解によって争いの目的である権利

#### 第三章 事務管理

#### (事務管理)

管理」という。)をしなければならない。 ち本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理(以下「事務この章において「管理者」という。)は、その事務の性質に従い、最第六百九十七条 義務なく他人のために事務の管理を始めた者(以下

ができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。2 管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知すること

#### (緊急事務管理)

食つない。失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を 危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過 第六百九十八条 管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の

### (管理者の通知義務)

第六百九十九条 管理者は、事務管理を始めたことを遅滞なく本人に

は、この限りでない。通知しなければならない。ただし、本人が既にこれを知っているとき

### (管理者による事務管理の継続

あることが明らかであるときは、この限りでない。い。ただし、事務管理の継続が本人の意思に反し、又は本人に不利でをすることができるに至るまで、事務管理を継続しなければならな第七百条 管理者は、本人又はその相続人若しくは法定代理人が管理

### (委任の規定の準用)

管理について準用する。 第七百一条 第六百四十五条から第六百四十七条までの規定は、事務

### (管理者による費用の償還請求等)

第七百二条 管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本

人に対し、その償還を請求することができる。

を負担した場合について準用する。
2 第六百五十条第二項の規定は、管理者が本人のために有益な債務

利益を受けている限度においてのみ、前二項の規定を適用する。3 管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、本人が現に

#### 第四章 不当利得

### (不当利得の返還義務)

義務を負う。
者」という。)は、その利益の存する限度において、これを返還するけ、そのために他人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益第七百三条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受

### (悪意の受益者の返還義務等)

なければならない。この場合において、なお損害があるときは、その第七百四条 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還し

賠償の責任を負う。

### (債務の不存在を知ってした弁済)

請求することができない。の存在しないことを知っていたときは、その給付したものの返還を第七百五条 債務の弁済として給付をした者は、その時において債務

#### (期限前の弁済)

### (他人の債務の弁済)

返還の請求をすることができない。
し、又は時効によってその債権を失ったときは、その弁済をした者は、おいて、債権者が善意で証書を滅失させ若しくは損傷し、担保を放棄第七百七条 債務者でない者が錯誤によって債務の弁済をした場合に

妨げない。
2 前項の規定は、弁済をした者から債務者に対する求償権の行使を

#### (不法原因給付)

いてのみ存したときは、この限りでない。の返還を請求することができない。ただし、不法な原因が受益者につ第七百八条 不法な原因のために給付をした者は、その給付したもの

#### 第五章 不法行為

### (不法行為による損害賠償)

利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される

### (財産以外の損害の賠償)

償をしなければならない。貸をしなければならない。の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定に第七百十条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人

### (近親者に対する損害の賠償)

の賠償をしなければならない。
子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害第七百十一条 他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び

#### (責任能力)

の行為について賠償の責任を負わない。 行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、そ第七百十二条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の

ときは、この限りでない。負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたを欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を第七百十三条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力

## (責任無能力者の監督義務者等の責任)

怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。 ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。 り場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者 第七百十四条 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わな

# を負う。 とのでは、 とのでは、

#### (使用者等の責任)

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその

きは、この限りでない。意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったとだし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。た

- 2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- 行使を妨げない。 3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の

#### (注文者の責任)

注文者に過失があったときは、この限りでない。 損害を賠償する責任を負わない。ただし、注文又は指図についてその第七百十六条 注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた

# (土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

ければならない。
は、所有者がその損害を賠償しなて他人に損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防てその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防て他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対し第七百十七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによっ

- 用する。 竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準2.前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準
- することができる。 者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う

### (動物の占有者等の責任)

ってその管理をしたときは、この限りでない。する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い相当の注意をも第七百十八条 動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償

2 占有者に代わって動物を管理する者も、前項の責任を負う。

### (共同不法行為者の責任)

項の規定を適用する。
2 行為者を教唆した者及び幇助した者は、共同行為者とみなして、前

### (正当防衛及び緊急避難)

者に対する損害賠償の請求を妨げない。は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者第七百二十条(他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法

物を損傷した場合について準用する。 1 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその

# (損害賠償請求権に関する胎児の権利能力)

**第七百二十一条** 胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれた

# (損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺

第七百二十二条 第四百十七条及び第四百十七条の二の規定は、不法

行為による損害賠償について準用する。

2

被害者に過失があったときは、

裁判所は、これを考慮して、

損害賠

償の額を定めることができる。

### (名誉毀損における原状回復)

者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を第七百二十三条 他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害

回復するのに適当な処分を命ずることができる。

# (不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場

合には、時効によって消滅する。

年間行使しないとき。 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三

二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅

時効)

は、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。 賠償請求権の消滅時効についての前条第一号の規定の適用について第七百二十四条の二 人の生命又は身体を害する不法行為による損害